

特集・現代アフリカにおける土地をめぐる紛争と伝統的権威

野生動物保全が取り組まれる土地における紛争と権威の所在

—ケニア南部のマサイランドにおける所有形態の異なる複数事例の比較—

目 黒 紀 夫 *

**Conflicts and Authority over Lands Targeted for Wildlife Conservation:
A Comparison of Plural Cases of Different Proprietary Rights in Maasailand,
Southern Kenya**

MEGURO Toshio*

Today, a variety of land conflicts are taking place in Africa, and wildlife conservation is considered to be one cause. This study examines Kajiado South Constituency in southern Kenya, where Amboseli National Park, one of the most famous and popular wildlife-oriented tourist destinations in East Africa is situated. In that area, on one hand, private landownership is increasing in local Maasai society, and on the other hand, outsiders are implementing many “community-based” wildlife conservation programmes. The purpose of this study is to examine the details of land conflicts occurring today and find out where authority lies. Comparison of contemporary land conflicts in Kimana Sanctuary and Osupuko Conservancy, and a human-wildlife conflict around Amboseli National Park revealed that the authorities to which local people referred in the course of the conflicts differed according to the proprietary rights of land or resources. It was also confirmed that while the land conflicts are thought not to be a matter for the traditional spokesmen, politicians do have influence or a voice in the conflicts even if they are not members of the local society.

1. は じ め に

1.1 現在のケニアにおける紛争

今日のアフリカにおける「土地をめぐる紛争」は多岐にわたるが、ケニア共和国（以下、ケニア）における土地をめぐる紛争ということであれば、選挙をめぐる暴動を無視することはできないだろう。そもそも、複数政党制が導入されてから初めてとなる1992年総選挙の前後

* 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa, Tokyo University of Foreign Studies
2014年3月3日受付, 2014年7月2日受理

に、政治家による煽動演説や民族に基づく襲撃者の組織化・被害者の選別を特徴とする「民族紛争」が起きた〔津田 2000〕。その後、「日常的民族紛争」と呼べるような小規模な紛争が続発するようになり、1997年の総選挙前には、「先祖伝来の土地への侵入者を排除する」という先住民族の論理と、伝統的な民族文化の過度の強調を特徴とする暴力的な事件が起きた〔松田 2000〕。¹⁾そして、2007年末の総選挙をめぐることは、大統領選挙の結果が発表された2008年1月以降に起きた「民族紛争」により、1,000人以上の死者と数十万人の規模での国内避難民が発生した。2007年総選挙後の暴力をめぐる議論を踏まえて慶田〔2012: 87〕は、「現代のケニアにおいて生じている紛争や暴力が人びとの民族や部族そのものへのこだわりから派生しているというよりも、ある土地や空間それ自体への帰属意識の問題から派生している」として、「よそ者の排除」がいわれる根底には、民族性（ethnicity）ではなく土着性（autochthony）をめぐる問題がある指摘している。²⁾

本論文が対象とするマサイ人は、ケニア南部からタンザニア連合共和国（以下、タンザニア）北部にかけて暮らす牧畜民であり、上で述べた「民族紛争」に大きくかかわってきた民族の1つである〔松田 2000〕。ただし、マサイランド（マサイ人の居住域）の全域で「民族紛争」が多発してきたわけではない。本論文の対象地であれば、1963年の独立前からキクユ（Kikuyu）人やチャガ（Chaga）人などの農耕民が移入し、土地を取得・購入して畑を拓いてきた。しかし、これまで選挙時に「民族紛争」らしき騒動は起きておらず、2007年総選挙の前には、そこに暮らしていた他民族が、地域の安全を理由に遠方から家族や親戚を呼び寄せていたほどである。

1.2 マサイランドにおける紛争の予感

本論文の対象地では、ケニアで最近に問題となっているような土地をめぐる紛争はみられない。³⁾そうした時、本論文で考えてみたいのは、野生動物保全を契機とする土地をめぐる紛争の可能性である。

植民地化以降、地域社会を自然の破壊者とみなし、その権利を抑圧したり土地を奪ったりす

-
- 1) 移動と定着をくり返してきたケニアの各民族が、今日「先祖伝来の土地」とされる場所に定住するようになったのは早くても300年ほど前であり、現在にみられる「ハードな民族意識」やそれに基づく「超民族」集団は、植民地支配や独立運動、独立後の政治状況のなかでできあがってきたものである〔松田 2000〕。
 - 2) 民族性を考えるうえで、民族としての固有の言語や独自の歴史、文化の共通性が問題となる。それに対して、ケニアで土着性を論じる時に問われるのは、「最初の住人」であるのかそれとも「後からやってきた住人」であるのかという点である〔慶田 2012: 84〕。
 - 3) 牧畜社会にかかわる「土地をめぐる紛争」としては、自動小銃の流通増加にともない被害の増大が懸念される家畜略奪（レイディング）の問題や、乾燥・半乾燥地において稀少な水や牧草をめぐる競合がある。しかし、前者については、マサイランドのなかでも本論文が事例とするような国立公園の周辺であれば、自動小銃をもっているだけで密猟者として逮捕されかねない。また、後者についても、ほかの牧畜民と接してきた北部の居住地域から首都に近い南部へと強制移住させられたことや、土地の私的所有が拡大し、農耕など牧畜以外の生計活動が普及してきたこともあり、本論文の対象地ではそうした争いは想定しにくい。こうした紛争の懸念・想定への批判については、波佐間〔2012〕や曽我〔2007〕を参照のこと。

ることで原生自然の保存を目指す「要塞型保全 (fortress conservation)」が、アフリカの各地で推し進められてきた。だが、1980～90 年代以降は、地域社会の権利や発展を保全と同様に重視する「コミュニティ主体 (community-based)」の保全アプローチが広まり、民間保護区の設立や地域社会への開発支援が展開されてきた [Hulme and Murphree 2001]。

そうした時、北ケニア牧畜社会における最近の「コミュニティ主体」の野生動物保全の事例を検討した Greiner [2012: 423] は、複数の牧畜民が利用し合ってきた放牧地に確固たる境界線を引いて土地への権利を公的に定め、そこに民間保護区を設立しようとすることで紛争が生じている事実を報告している。⁴⁾ ただし、牧畜民が利用してきた土地に所有権を設定することの問題は、そこで Greiner [2012] が引用している Galaty [1980] も含め、ケニアのマサイランドを対象としてすでに数多く研究されてきた。そして、現在のマサイ社会については、生計の多様化（専門的な牧畜から農耕と牧畜の複合への変化、賃金雇用など農耕・牧畜以外の経済活動の増加）と、土地権利の変容（土地の私有化、共有地の分割、野生動物保全のための土地の囲い込み）という 2 つの大きな変化を前提として、そのなかで取り組まれる貧困削減に向けた開発と環境の持続性の確保、そして、野生動物の保全が重大な関心事となっている [Homewood *et al.* 2009a: 1-2]。

1.3 本論文の目的と方法

本論文の目的は、先に挙げたような変化が想定される今日のマサイランドにおいて、どのような土地をめぐる紛争が起きているのかを明らかにすることである。その際、本論文では、所有形態が異なる土地ないし資源をめぐる複数の紛争を取り上げ、そこにおける問題の構造や参照される権威にどのような違いがあるのかを検討する。

本論文では、マサイランドのなかでも野生動物基盤の観光地として有名なアンボセリ (Amboseli) 国立公園が位置する、カジャド県 (Kajiado County) 南カジャド国会議員選挙区 (Kajiado South Constituency) を事例とする。ケニアのマサイランドには、1960 年代後半から集団ランチ制度のもとで集会的な土地所有権が設定され、その後、多くの地域で共有地が私有地へと分割されてきた。そうして土地所有権が変化する過程については、それにかかわるさまざまな主体の動機や、その結果としての伝統的な生計活動や社会構造の変質が研究されてきた [cf. Homewood *et al.* 2009a]。そうした研究のなかでは、広く土地をめぐる紛争と呼べるような事例も取り上げられてきた。しかし、具体的な紛争の際にどのような権威を参照しながら人々が問題に対処しているのか、土地や資源の所有形態の違いが紛争や解決のあり方にいかに

4) たとえば、サンブル (Samburu) 人とポコト (Pokot) 人が居住・利用し合ってきた土地に、前者が後者への相談なしに保護区を設立しようとしたことで激しい紛争が起きた事例や、衝突をくり返してきたポコト人とチャムス (Chamus) 人の長老が、紛争地を保護区とすることで友好的な関係を築こうとする事例などが取り上げられている [Greiner 2012]。

影響をおよぼすのかまでは、検討されてこなかった。

本論文では、マサイ社会における伝統的な権威者について説明したうえで、イギリスによる植民地支配が開始された当初、土地強奪と強制移住のために政府とマサイ社会とのあいだで交わされたイギリスーマサイ条約 (Anglo-Maasai treaties) の顛末を説明する。そして、1960 年代に導入された集団ランチ制度の概要と、その後の私的分割も含めたランチング制度導入の過程と影響を整理する。そのうえで、南カジャド国会議員選挙区で最近にみられた、野生動物にかかわる 3 つの土地をめぐる紛争を紹介する。最初の 2 つは、地域で最初に土地の私的分割をおこなったキマナ (Kimana) 集団ランチが舞台である。第 1 の事例は集団ランチの共有財産である民間保護区、第 2 の事例は分割された私有地を基盤とする民間保護区をめぐる事例である。そして、3 つ目に取り上げるのは、オルグルルイ (Olgulului) 集団ランチで起きた事例である。それは国有財産である野生動物との軋轢に端を発し、国有地である国立公園の権益が「コミュニティ」と政府とのあいだで争われた。

筆者は 2005 年以来、断続的に合計約 2 年のフィールド調査を南カジャド国会議員選挙区 (6,356.3 km²) でおこなってきた。それはケニア南部に位置するカジャド県 (2 万 1,901 km²) の南東部に位置しており、南側でタンザニアと国境を接している (図 3-a 参照)。その範囲は、マサイ人のなかでもロイトキトク地域集団の人々がおおよそ居住地域としてきた範囲に該当し、そのためにロイトキトク地域／国会議員選挙区と呼ばれることもある [CRA 2011]。南部の国境沿いはキリマンジャロ山の裾野に当たり、ロイトキトク町であれば標高は 1,500 m を越える。しかし、大部分は半乾燥地のサバンナ平原であり、アンボセリ国立公園内で計測された年間降水量の平均は 400 mm を下回る [Altmann *et al.* 2002]。

その中心部に位置するアンボセリ国立公園 (390.2 km²) は、東アフリカを代表する自然保護区にして観光地であり、多い年には 10 万人以上の観光客が訪れる。なお、アンボセリ国立公園が設立されたことで、地元のマサイ人は乾季の重要な放牧地が利用できなくなった。そのため、アンボセリに国立公園を作ることは 1940 年代半ばから議論され始めたが、1974 年の設立までに地元社会はくり返し野生動物を狩り殺して抵抗の意を示してきた [Western 1997]。「コミュニティ主体」の野生動物保全が本格的に実施されるようになった 1990 年よりも前であれば、住民は総じて保全に懐疑的であった。しかし、政府や国際援助機関、NGO、それに民間企業が地域社会に対して「コミュニティ主体」の野生動物保全として援助を持ち込むようになった現在では、そうした外部者に全幅の信頼を置いてはいないものの、それにとまなう便益を期待して住民は保全プロジェクトを受け入れるようになっている。国立公園内における人間活動は観光や野生動物保全・公園管理を除いて禁止されており、住民による資源利用は原則として認められないが、その一方で、国立公園の周囲に柵はなく、野生動物の多くはその外の土地を広く利用して暮らしている。

2. 植民地統治のもとでの土地をめぐる紛争と伝統的権威

2.1 マサイ社会における伝統的権威

マサイ人とは、東ナイロート語群マー（Maa）系の言語を話し、Il-maasai と自称する人々のことである。その居住地域であるマサイランドは、ケニアからタンザニアにかけて約 15 万 km² に広がり [Homewood *et al.* 2009a: 1], マー語話者は両国で 100 万人を超える [米田ほか 2011: 50]。2009 年におこなわれたケニアの国勢調査によれば、マサイ人の人口は約 84 万 2,000 人、ケニアの全人口（約 3,860 万人）の約 2% を占めている [KNBS 2010]。

マサイランドの全体を統べる集権的な政治機構は歴史的に存在せず、代わりに 20 前後の地域集団（*ol-osho / il-osbon*）が、それぞれの土地と資源を自律的に管理してきた（図 1, 表 1 参照）。⁵⁾ また、マサイ社会には 2 つの半族とそれぞれに 3 つの氏族があり、⁶⁾ 各地域集団には

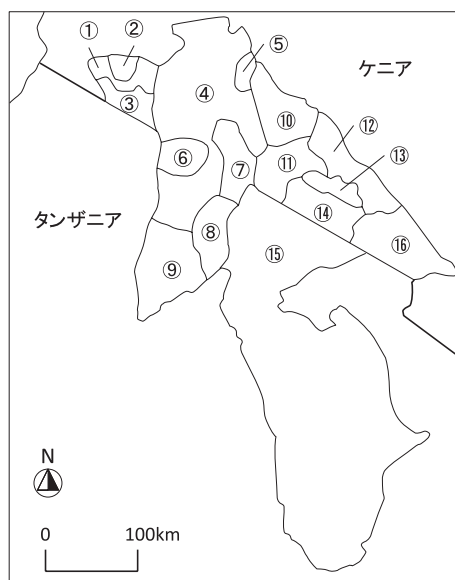


図 1 マサイ人の地域集団の居住地域

出所：Spencer [2003] に基づき筆者作成、番号については表 1 を参照。

5) マサイの地域集団をどのように数えるかは研究者によって異なる。図 1 および表 1 にあるように、Spencer [2003: xvi] が挙げる地域集団の数は 16 であるが、Galaty [1993: 71] は 18 の名前を挙げている。前者にあって後者にない名前としてモイタニク、ライタヨク、ダラレクトゥクの 3 つがあり、逆に、前者になく後者だけが挙げる名前に、サンプル、チャムス、スイキラリ (Sikirari)、アリュューシャ (Arusha)、バラクヨ (Parakuyo) の 5 つがある。このうち、Spencer [2003] はサンプル (9 万 9,000 人)、チャムス (9,000 人)、アリュューシャ (15 万人)、バラクヨ (3 万 7,000 人、表記は「バラクユ (Parakuyu)」) の 4 つを、「マサイの部族集団 (Maasai tribal sections)」ではなく「マー語を話す主要民族 (Principal Maa-speaking peoples)」としている。なお、これらとは別に、過去に 7 つの地域集団が消滅ないしほかの地域集団に吸収されてきたとされる [オレ・サンカン 1989: 17-20]。

表1 マサイ人の地域集団の人口

地域集団名	人口
①ウアシンキシシュ (Uasinkishu)	16,000
②モイタニク (Moitanik)	11,000
③シリア (Siria)	12,000
④プルコ (Purko)	108,000
⑤ダマト (Damat)	11,000
⑥ライタヨク (Laitayok)	5,000
⑦ロイタ (Loita)	24,000
⑧サレイ (Salei)	5,000
⑨セレンゲトゥ (Serenket)	4,000
⑩キーコニュキエ (Keekonyukie)	46,000
⑪ロードキラニ (Loodokilani)	17,000
⑫カプティエ (Kaputiei)	21,000
⑬ダラレクトゥク (Dalalekutuk)	8,000
⑭マタパト (Matapato)	22,000
⑮キソング (Kisonko)	82,000
⑯ロイトキトク (Loitokitok)	39,000

出所：Spencer [2003: xvi]

複数の氏族の人間が住んでいる。そうした時、地域集団の境界を越えて移動・放牧する際に同じ氏族のネットワークが活用され、同じ地域集団のなかでも氏族ごとに通過儀礼がおこなわれてきた。しかし、通過儀礼や戦争の単位となってきたのは地域集団であり、氏族の共通性よりも地域集団の境界が強い意味をもってきた。

また、マサイ社会では年齢体系に基づき、一連の通過儀礼がおおよそ 14, 15 年の周期でくり返されてきた。男性は一定期間に割礼を受けた全員でひとつの年齢組 (*ol-porror / il-porori* または *ol-aji / il-ajjik*) を組織し,⁷⁾ その集団の構成員が一緒に少年から青年、長老へと年齢階梯を上昇してゆく [オレ・サンカン 1989: 48-59; Spencer 2003, 2004]。

少年は所属する年齢組をもたず、母親の家⁸⁾ に暮らしながら家事を手伝う。10 歳を越える

6) 伝説上、最初のマサイの男性には 2 人の妻がいる時、第 1 夫人ナドモンゲ (Nadomong'e: 赤褐色の去勢牛の人) の 3 人の息子を始祖とするマクセン (Il-makesen), モレリアン (Il-molelian), ターロセロ (Il-taarosero) の 3 氏族がオドモンギ (Odomongi: 赤褐色の去勢牛) 半族を、第 2 夫人ナロクイルモンギ (Narook-Ilmongi: 黒い去勢牛の人) の 2 人の息子を始祖とするルクマイ (Il-ukumai) とライセール (Il-aiser), そして、始祖が不明なライタヨク (Il-aitayok) の 3 氏族がオロクキテング (Orokkiteng: 黒い牡牛) 半族を構成する。

7) 多くの地域集団では、「右手派 (Ilmanki または *e-mur-ata e tatene*)」と「左手派 (Ilmaina または *e-mur-ata e kedanye*)」の 2 つの年齢組 (*ol-porror / il-porori*) が、7 年前後の間隔を置いて組織される。そして、青年が長老になる前に、2 つの年齢組を結合する儀礼 (Olngesher) が取りおこなわれる。この結合儀礼によって結成された年齢組は *ol-aji / il-ajjik* と呼ばれ、それが結成される際に年齢組の名前が正式に決められる。ただし、ロイトキトク地域集団とそれが属するキソング地域集団では、「右手派」と「左手派」に分けて割礼儀礼をおこなわず、一定期間に割礼を受けた男性の集団は *ol-aji / il-ajjik* と呼ばれる [cf. Spencer 2003: 199]。

8) 伝統的に一夫多妻制であったマサイ社会では、家は妻が建てるものであり、夫は複数の妻の家のあいだを移動しながら暮らしていた。

頃には一人前の牧夫として家畜の放牧を担うようになる [Grandin *et al.* 1991: 72; オレ・サンカン 1989: 97-98]. その少年は、割礼儀礼 (Emuratare) を経て青年 (*ol-murrani / il-murran*) となる。青年は両親とは別の集落を作り、そこで同じ年齢組に属する青年 (および恋人や世話役の女性) と共同生活を送る。マサイ社会において青年は、「財産と人命の“保護者”」[オレ・サンカン 1989: 52] とされ、多くの先行研究では戦士 (warriors) と位置付けられてきた [cf. Spear and Waller 1993; Spencer 2004]. また、青年階梯は、家畜の略奪 (レイディング) やライオン狩猟 (*ol-amayio / il-mayio*) などをおこなう特権 (*enk-isul-ata*) を享受できる時期であり [オレ・サンカン 1989: 103-104; Spencer 2004: 64, 79, 84], タンザニア生まれのマサイ人、オレ・サイトティは、「かつて、戦士は神のごとき存在であり、女も男も戦士の両親となることだけを望んでいた」と書いている [Ole Saitoti 1988: 71]. 青年から長老へと年齢階梯を上昇するなかで、年齢組が正式に結成される。そして、青年は自分たちの集落を解散し、結婚して自分の世帯をもつようになる。長老は世帯や集落、地域社会の生活全般を監督する存在であり、生活の基盤である家畜の管理全般を統轄するだけでなく、社会の不和や人々のあいだの軋轢を適切に処理できることが重要な徳目とされてきた。

マサイ社会における伝統的権威としては、通過儀礼の際に年齢組のなかから選ばれる人物が存在する。そのなかでも、割礼儀礼の際に選出される「代弁者 (*ol-aiguenani / il-aiguenak*)」には特に強い権威が認められてきた。⁹⁾ ただし、代弁者に期待されるのは、何か問題が生じたり合意形成が必要となったりした時に、関係者の話をよく聞いたり意見をうまく引き出したりしたうえでみなが納得できる判断を下すことであった [Spencer 2004: 103-105]. 代弁者の権威とは、年齢組の秩序を対内的に維持しつつ、他の年齢組との対外的な関係を良好に保つためのものであり、自らが属する年齢組を前提とする権威であった。

その一方で、年齢階梯のなかでは、長老階梯が日常生活のさまざまな面で大きな権威をもってきた。¹⁰⁾ 放牧地の管理など日常的な問題であれば、それぞれの地域に暮らす長老が話し合っ

て対処をしてきた。ただし、地域集団や複数の年齢組にかかわるような重大事については、代弁者を始めとする長老階梯の年齢組の権威者も交えて議論がおこなわれてきた。この点で、長老階梯のなかにも権威の差は存在したことになる。

また、長老が通過儀礼を取り仕切るなかでは、預言者 (*ol-oiboni / il-oibonok*) の発言がそ

9) 代弁者以外の権威としては、青年階梯から長老階梯へと移行する際に取りおこなわれる「樹立式 (Eunoto)」の儀礼長を務める「樹立者 (*ol-outuno*)」や、代弁者と樹立者の補佐役である「去勢牛のと殺役 (*ol-opoloshi* または *ol-opising ol-kiteng*)」と「革紐を切り出す役 (*ol-oboru en-keene*)」などが挙げられる。ただし、これら以外の役職には地域差がみられる [Mol 1996: 37; オレ・サンカン 1989: 22-25].

10) 数々の特権を享受する青年の行動が、全て長老によって統制されていたわけではなかった [オレ・サンカン 1989: 74-76; Spencer 2004: 101, 272-273]. とはいえ、青年の2つ上の年齢階梯に位置し、彼らの通過儀礼を取り仕切る「火起こし棒 (*olpiron*) の保護者 (fire-stick patrons)」の長老に青年が逆らうことは基本的に考えられないことであった。

の行動を強く規定することもあった [Spencer 2003: 106-114]. 代弁者などの権威者が親や祖先の評判だけでなく個人の資質に基づいて選ばれるのとは異なり、マサイ社会で預言者として認められるのは、ローンキドンギ (Loonkidongi) 氏族の人間だけである.¹¹⁾ 預言者の権威は、普通の人には分からないさまざまな事象を「見る」ことができ、人々を各種の不幸から守ることができる個人的な力を基盤にしていた [Spencer 2003: 108]. そして、預言者に期待される役割としては、人々の生活や社会の安寧を脅かす外発的な危機に対処することがあり、それは社会内の軋轢の解消を重要な任とする代弁者や長老階梯よりも、戦士として外敵と戦うことを期待されていた青年に近いものであった [Spencer 2003: 109]. このように、年齢体系に基づくマサイ社会に社会の秩序を対内的・対外的に保つための役割の分担がみられる時、そこにおける権威の所在は複数的であった。

2.2 イギリス―マサイ条約によるマサイ居留地の設立と強制移住¹²⁾

ここでは、植民地として近代国家の統治下に置かれるなかでマサイが遭遇した土地をめぐる紛争の事例として、マサイ居留地の設立と強制移住を取り上げ、そこで伝統的権威がどのような役割を果たしたのかを検討する。

東アフリカの海岸部を拠点にしていたイギリスは、1890年代にはナイル川の源流であるヴィクトリア湖地域へ進出し始めた。ケニアは1895年にイギリスの保護領となり、当時のマサイランドを横切って、港湾部のモンバサ (Mombasa) からヴィクトリア湖岸のポートフローレンス (Port Florence, 現在のキスム Kisumu) へとウガンダ鉄道が敷設された (図 2-a 参照)。鉄道は1901年に完成し、その過程でモンバサからナイロビ (Nairobi) へと植民地統治と経済活動の中心が移り、東アフリカ大地溝帯のなかでも標高が高く、農耕・牧畜に適したナイロビを中心とするマサイランドへと白人の入植が進められた。¹³⁾

マサイランドへの白人入植が進むなかでは、マサイ人と白人を隔離するか混住させるかが植民地行政官のあいだで議論となった。結局、マサイ人は白人から別離することが決まり、1904年8月に植民地政府とマサイ人とのあいだで結ばれた第1次イギリス―マサイ条約によって、マサイ人はライキピア (Laikipia) 地方の北部マサイ居留地 (Northern Maasai Reserve) と、カジャド (Kajiado) 地方の南部マサイ居留地 (Southern Maasai Reserve) に分かれて暮らすことになった (図 2-b 参照)。この時、8つの地域集団の代表者19人 (そのうち12人が代弁

11) 伝説上、最初の預言者キドンゴイ (Kidongoi) は、出自不明の少年としてマサイ人の前に現れ、その後、ライセール氏族の青年の養子となったとされる [オレ・サンカン 1989: 118-124]. そのため、現在では、キドンゴイを始祖とするローンキドンギ氏族はライセール氏族に属するサブ氏族となっている。

12) 本節の記述は特に断りがない限り Hughes [2006] および松田 [2005] に基づく。

13) 1902年の王地条例 (Crown Land Ordinance) のもとで、1915年までに約6,000平方マイルの土地がアフリカ人から強制的に借り上げられて白人に入植地として提供された。当初の借地期間は99年であったが、白人入植者の要望から1915年に999年へと延長された。この借地契約をめぐって、99年の契約期間が終わったとして土地の返還を求めるマサイ人の運動が2004年に生じた。その詳細については松田 [2005] を参照のこと。

者)と預言者オロナナ (Olonana) の 20 人のマサイ人が条約に署名した。¹⁴⁾

第 1 次条約のなかには、2 つの居留地は永続的なものであり、白人がその土地を取り上げることは認められないという条項があった。また、マサイ人がその境界を越えて家畜を放牧している状況を受けて、北部居留地の範囲は 2 度にわたって拡張されもした (図 2-c 参照)。しかし、北部居留地が優れた農牧適地であることが白人に理解された結果、1908 年には、北部居留地を廃止する代わりに南部居留地を拡大し、前者に暮らすマサイ人を全て後者へと移住させる計画が立てられるようになった (図 2-d 参照)。

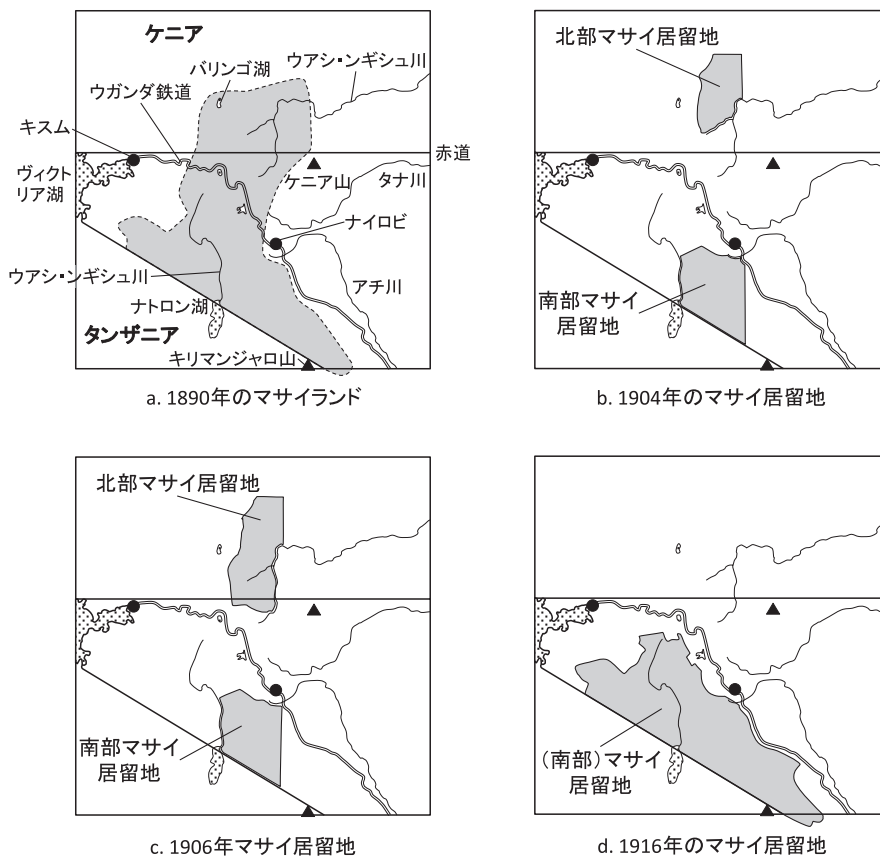


図 2 マサイのテリトリーと居留地の変遷

出所: Hughes [2006] に基づき筆者作成。

14) この結果、ブルコ、キーコニユキエ、ロイタ、ダマト、ライトウトク (Laitutok, ライタヨクの誤植と思われる) の 5 地域集団は北部居留地、カプティエ、マタバト、ロードキラニ、スイキラリの 4 地域集団は南部居留地に移住することになった [Hughes 2006: 34]. Hughes [2006] は、マサイ人が移住政策に抵抗しなかった理由として、19 世紀末に折り重なって発生した疫病や干ばつ、飢餓と (マサイ社会内の) 戦争によってマサイ社会が疲弊していたことを挙げている。

これに対して、それが第1次条約の内容に反するだけでなく、移住先として挙げられたケニア南西部のナロク（Narok）地方はライキピア地方よりも生態環境が厳しかったことで、マサイ人とそれを支持する白人は移住に反対した。しかし、第1次条約にも署名をしていた預言者オロナナが、マサイ人の代表者である最高首長（paramount chief）として、マサイ人が2ヵ所の居留地に分かれて暮らす状況の改善を求めているとして、植民地政府は1911年4月に第2次イギリス―マサイ条約を結んだ。それにはオロナナの息子セギ（Seggi）を筆頭に、18人のマサイ人が署名をした。オロナナはその調印前の3月に死亡していたが、北部居留地のマサイ人に向けて、植民地政府の指示に従い南部居留地へ移住するよう臨終の床に就いていた3月7日に勧告を出していたとして、植民地政府は第2次条約を正当化した。そして、1911年6月に暴力的な手段のもとで移住が開始され、家畜だけでなく多くのマサイ人が道中で命を失うなかで大移動が強制的に進められた。¹⁵⁾

2.3 イギリス―マサイ条約をめぐる権威の所在

2度のイギリス―マサイ条約には何人もの代弁者が署名をしていた（第1次条約であれば12人、第2次条約については不明）。ただし、植民地政府がマサイ社会の代表として扱ったのは、預言者であると同時に最高首長であったオロナナであった。しかし、ここでいう最高首長とは、植民地統治のもとで新しく創り出された権威であった。つまり、「どの未開社会にも酋長がおり、その神秘的力に原住民はひれふしている」として、「未開社会統治は原住民の酋長を通じて間接的に行う」ことを、イギリスは植民地統治の原則としていた[松田 2005: 75]。その考えに基づき、1902年に村落首長条例（Village Headman Ordinance）が公布され、そうした絶対的な政治的権威が存在しない民族集団・地域社会に対しては、最高首長のような役職が作り出され、植民地政府に都合の良い人物が就かされるなどした。

オロナナは当時のマサイ社会にあって力が認められていた預言者であった。しかし、マサイ社会全体を代表して土地の帰属をめぐる白人政府と条約を結ぶような権限は、預言者には想定されていなかった。オロナナは、1890年にマサイ社会内で戦争が起きた際にイギリスと手を組み、その後も植民地政府に対して協力的な態度を取り続けた。その理由については、伝説的な預言者であった父ムバティアニ（Mbatiany）の死後、その後継者としての地位を兄弟と争うなかで白人の支援を求めていたからだとされる。また、第1次条約の後で南部居留地に暮らすなかでは、北部居留地に暮らす地域集団へのオロナナの影響力は弱まっていた。代弁者の選出や通過儀礼の開催場所をめぐるオロナナは反対意見に遭遇しており、そうした状況

15) Hughes [2006: 55] は移住を経験したマサイ人の語りとして、以下の言葉を伝えている。「そう、その時に彼らは我々を力づくで追い出したんだ。それは全く冗談ではなかった。彼らは銃をもって、人々を殴りつけていた。それをやめるように言ったら、銃の台尻で殴られた。もし、女性が冗談を言ったり怠惰な様子を見せたりすれば、鞭で打たれた。もし、ヒツジやウシが衰弱した様子を見せたら、それらは殺された。」

で北部居留地の肥沃さに気付いた白人は、北部居留地を明け渡して南部居留地に移動するように説得をすればマサイ社会唯一の最高首長に認定するとの話を、第 2 次条約に反対していた北部居留地の代弁者などではなく、白人社会に協力的だったオロナナにもちかけた。そして、そうした要求に応えた結果として、オロナナはマサイ社会の最高首長に任命された。

その後、白人の支援を受けたブルコ地域集団とキーコニュキエ地域集団の代弁者を中心とする 8 人が原告となって、第 2 次条約は無効であり第 1 次条約が依然として有効であることを確認するために、1912 年に裁判を起こした。この訴えは最終的に東アフリカ控訴院に却下されるが、第 2 次条約が無効である理由としていわれていたこととしては、第 2 次条約に調印した 18 人のマサイ人は、事前にほかのマサイ人に相談をしておらず代表者としての権威をもたないし、その当時に少年階梯であり所属する年齢組をもたなかったり生まれていなかったりした男性を代表する権威も認められないこと、また、植民地政府はマサイ人の利益を配慮することを怠り法律的な助言を事前に与えなかったこと、そして、18 人中 9 人は強制的に署名をさせられていたということがあった。

そもそも、半遊動的な牧畜を主な生業とするマサイ社会では、土地は他民族・他地域集団とのあいだで争われるテリトリーとして意識はされても、それ自体が資源としては認識されてこなかったとされる [Campbell 1993: 263]。それが、近代的な国家統治に組み込まれるなかで、資源としての土地をめぐる民族を代表する権威が（白人の都合で）求められるようになり、預言者や代弁者のような伝統的権威がマサイ社会や地域集団を代表できるのかが問われていたことになる。結局、白人によって創り出された最高首長の地位には預言者が就き、2 度の条約の締結に寄与した。そこには伝統的権威のあいだの争いという側面もあったわけだが、この時代においては既存の伝統的な権威者を前提として問題への対処が図られていた点を、ここでは確認しておきたい。

3. マサイランドにおける土地所有権の確立

3.1 集団ランチ制度の導入

植民地政府は当初、マサイ人は野生動物と伝統的に平和に共存してきたと考え、野生動物を保護するためのゲーム・リザーブ (game reserves) とマサイ居留地を重なり合う形で設立した。しかし、1930 年代になると、過耕作や過放牧などのアフリカ人の誤った土地利用によって、土壌侵食や砂漠化が引き起こされていると考えられるようになり [楠 2014; 水野 2009]、マサイランドにおける過放牧の問題が植民地政府のなかで議論されるようになった [Anderson 2002: 135]。政府は 20 世紀の前半から牧畜社会の近代化を試みていたが、マサイ人の家畜の 65~80% が死亡したと推測される大干ばつが 1960~61 年に発生すると [Galaty 1980: 161]、マサイランドへのランチング制度の導入を決定し、マサイ人の土地所有権が公式に認められる

ことになった。ランチングとは、「広大な土地を利用してなるべく少ない労働力によって家畜を飼育して、市場向けの畜産物を生産する方式であり、北米やオーストラリアなどの新大陸で発達したもの」[太田 1998: 301] である。1954 年に個人ランチが試験的に設立されて一定の成功を収めたが、土地の確保が困難であるため、1968 年の土地（集団代表）法（Land（Group Representative）Act）によって、マサイランド全体に集団ランチが設立されることとなった。

各集団ランチには運営委員会の設置が義務付けられ、その土地はそこに居住する住民のなかでも政府に正式に登録されたメンバー¹⁶⁾ が集合的に所有する共有地とされた。政府の意図としては、土地所有権を認めることで遊動的な牧畜民を定住化させて国家統治に組み込むこと、資源の所有権を明確にしつつ政策的な支援を充実させることで、家畜飼養をより商業的なものへと変容し国民経済に寄与させること、環境収容力に基づく家畜の頭数制限を導入することで過放牧を抑制し環境を保全すること、¹⁷⁾ そして、地域集団のメンバーであれば原則として誰でも移動・利用することが認められてきた土地を細分化することで、地域集団を基盤とする伝統的な政治構造を解体する狙いがあった [Galaty 1980: 162-163; Grandin 1991: 30; Oxby 1981: 47-48]。

一方、それを設立さえすれば所有権を獲得でき、政府や他民族に土地を奪われる恐れがなくなるといことで、多くの地域でマサイ人は集団ランチの設立に積極的であった。¹⁸⁾ ただし、政府が意図する定住化や牧畜・社会の近代化への関心は薄かった。そのため、土地（集団代表）法によれば、特定の集団ランチに登録された人間はその内部に定住し、その敷地内で運営委員会の指示に従って家畜を市場向けに飼育しなければならなかったところが、大半の地域では、それまでと同様に（集団ランチの境界を越えて）半遊動的な生活が続けられた [Oxby 1981: 52]。¹⁹⁾

16) 父系の拡大家族を基盤としていたマサイ社会にあって、設立当初に集団ランチのメンバーとして登録されたのは既婚の男性、すなわち、長老階梯が中心であった。ただし、土地への権利を確保するために、祖父や父親（ともに長老階梯）とともに成人した息子（青年階梯）に登録した世帯もあった。設立から時間が経ち土地への権利意識が強まるなかでは、そうした未婚男性の登録が増えていき、一部の集団ランチでは新規のメンバー登録を停止したものもあった。なお、最近であれば、メンバーとして登録されていない住民は、後述するように集団ランチの土地が私的分割されたり共有財産からの金銭収入が分配されたりする際に、その対象から外されるようになっている。とはいえ、メンバーの家族であれば、集団ランチ内の資源を日常的に利用することだけでなく、集団ランチを対象とする各種の開発援助（雇用機会、奨学金、補償金など）を受けることはこれまで広く認められてきた。

17) こうした議論は、マサイランドの生態環境を十分に理解せずにおこなわれていた。そこで参照されていた概念に「環境収容力（carrying capacity）」がある。マサイランドを対象にその概念を用いることが非現実的である理由として、太田 [1998: 296-300] は、気候変動の大きさ、家畜種間の食性の違い、家畜飼養の目的と家畜の摂食量、人間の消費方法の違い、土地利用の政治的・社会的側面を考慮できていない点を挙げている。

18) 本論文が事例とする南カジャド国会議員選挙区であれば、土地所有権が確定される以前から農耕民が移入していたが、集団ランチのメンバーになれたのはマサイ人であった（他民族の女性がマサイ人と結婚すればマサイ社会の一員とみなされ、夫の死後に集団ランチのメンバーシップを相続する事例はある）。そのため、後述するように、集団ランチが私的分割される場合も、それは集団ランチ内での合意形成によって決められることであり、他民族がそれに直接に関与することはなかった。

ただし、教育を受けた若い世代が新たに設置された集団ランチの運営委員を務めるようになり、それを通して各種の開発実践が進められるようになると、年齢体系のもとでは権威をもたなかった人々の発言力・政治力が強まった。その結果として代弁者の地位や長老の権威が完全に否定されたわけではないが、土地をめぐる軋轢を誰がいかに調定すべきかという権威の所在が曖昧になっていった [太田 1998: 307]。

3.2 集団ランチの私的分割

その後、特に 1980 年代に進行したのが集団ランチの共有地の私的分割である。当初、政府は、集団ランチの分割を土地の転売につながるとして禁止していた。しかし、1970 年代後半にはそれを推奨するようになり、1980 年代には多くの集団ランチで実行された。現在のカジアド県であれば、1984 年末までに、51 の集団ランチ中 29 で共有地分割が完了するか実施が決定されており [Campbell 1993: 266]、2006 年時点では、52 の集団ランチのうち 32 で分割が完了、15 で進行中、未着手なのは 5 つだけであった [Mwangi 2007a: 819]。

先行研究によって指摘されてきた共有地分割の理由としては、当座の現金欲しさといった動機に加えて、他民族の流入に加えてマサイ人の人口も増えるなかで、集団ランチのメンバーとして登録される人数が増える前に分割をすることで、より広い土地を私有地として確保したいと考えるメンバーが増えたこと、集団ランチのもとで開発の恩恵に与れず個人による開発を志向する人々が増え、そうした人々が排他的な土地利用が可能な私有地の獲得を望むようになったこと、また、個人的な融資を得るためには共有地でなく私有地が必要であったことなどがあった [Galaty 1993; Mwangi 2007a, 2007b; Ntiati 2002]。

共有地分割によって私的土地所有権が分配されたことの影響について、カジアド県をフィールドとする Rutten [2008: 113-114] は、表 2 のように整理している。ここからは、集団ランチの私的分割には正負両面の影響があることが分かるが、1950 年代以降にランチング制度が導入された時と同じく [太田 1998: 306-309]、それを好機と捉えて新しい土地開発や経済活動をおこなえたのは、一定の資本や知識、権力などをもつ政治・経済エリートに限られていた [Thompson and Homewood 2002]。そして、私的所有者として土地を売却することが可能になった時、望むにしろ望まぬにしろ土地を売り払うことで生計はおろか居住の基盤を失う人々が現実に出現するようになり、大きな問題として論じられるようになった [Galaty 1993; Rutten 1992].²⁰⁾

19) Oxby [1981: 52-55] は、実際に集団ランチが設置されるなかで生じた問題として、集団ランチの存続の可能性 (そもそも放牧地として狭過ぎる)、家畜頭数の割当ての未実行 (飼育頭数の削減や畜肉の増産が実行されない)、管理上の問題 (集団ランチとしての意思決定の難しさ、債務不履行の問題)、女性の権利の抑圧 (慣習的に認められてきた女性の家畜への権利を否定) を挙げている。なお、集団ランチと並行して個人ランチが設立されることで、前者に属する住民が利用可能な放牧地が減少することにもなった。

表2 私的土地所有権の影響

	肯定的	否定的
直接的	近隣の個人ランチ所有者が放牧地を誤用・悪用することの規制	放牧ルートから（地力が高い）土地が除かれることによる牧畜の弱体化
	豊かな人間が貧しい人間の土地を賃借	アクセスできる土地の（売却、囲い込み、放牧料などによる）減少
	腐敗した運営委員会によるローンの悪用が不可能に	極度の貧困や飢餓、係争が原因で多くの世帯が土地を売却し、世帯の生活が大きく混乱
	放牧地の柔軟な管理	大多数のマサイ人寡婦には権利証書が分配されず
間接的	鉱業・花卉産業における雇用機会の増加	世帯が分散することに伴う家畜放牧の労働力不足
	農耕や近代的な家屋、水設備の整備など移住者がおこなう行為の模倣	土地を売却して家畜を買うことによる過放牧のさらなる進行
	アフリカチカラランバの生育	新しい活動（例：花卉生産）による地域の環境収容力への脅威
	家畜（畜産物）とメイズやマメの物々交換	貧困が原因となつての環境破壊的な活動（例：薪炭生産）
	インフォーマルな自助集団による、未成熟家畜の肥育や品種改良、井戸掘削など	土地を失った多くのマサイ人が、教育を受けておらず競争力がないにもかかわらず賃金労働に就職するように
		移住者の増加と民族間の軋轢の高まり（政治エリートの工作による衝突） 土地を売却することで、より構造的な貧困状態に落下（土地は家畜のようにには再建できない）

出所：Rutten [2008: 113-114]

4. 現在のロイトキトク地域集団における土地をめぐる紛争と権威の所在²¹⁾

4.1 共有財産に関する対立と合意

4.1.1 キマナ・サンクチュアリの設立と共有地分割

キマナ集団ランチ（251.2 km²）はアンボセリ国立公園の東に位置し、南カジアド国会議員選挙区のなかでも小規模な集団ランチである（図3、表3参照）。ただし、その大部分が国境を挟んで南側に位置するキリマンジャロ山や選挙区北東部のチュル・ヒルズ（Chulu Hills）から流れてくる地下水脈によってできた沼や泉、川がいくつもあり、水資源に恵まれている。そのため、1920年代以降、農耕民によってロイトキトク町周辺の山裾で天水農耕が開始さ

20) 現在のマサイ社会の生計構造をケニア・タンザニアにまたがって調べた Homewood *et al.* [2009b: 375-378] によれば、ほぼ全ての世帯が牧畜に従事し、どの地域でも牧畜からの収入が最も高い割合（半分前後）を占めているものの、各地域社会のなかでも経済的に豊かな世帯層であるほど牧畜以外の生計の割合が高くなっていることが明らかになっている。

21) 本論文で取り上げる3つの事例についての詳細は目黒 [2014] を参照のこと。

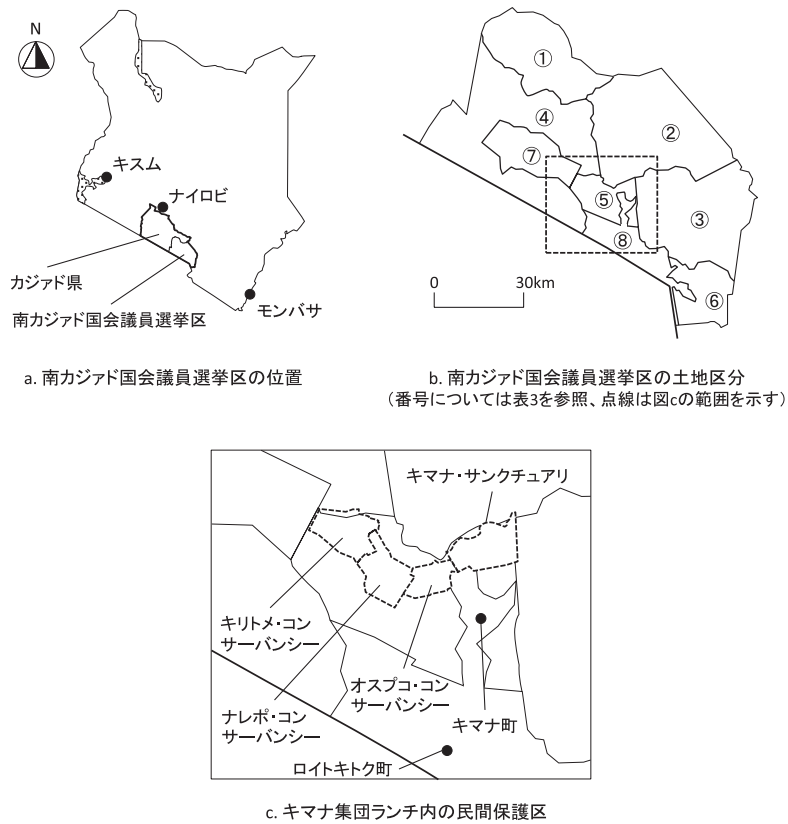


図 3 本論文で取り上げる地域の位置と土地区分

表 3 南カジャド国会議員選挙区の集団ランチの面積と登録者数

	面積 (ha)	登録者数 (人)
①エセレンケイ集団ランチ	74,794	1,200
②インピリカニ集団ランチ	122,893	4,585
③クク集団ランチ	96,000	5,516
④オルグルルイ集団ランチ	147,050	3,418
⑤キマナ集団ランチ	25,120	844
⑥ロンボー集団ランチ	38,000	3,665
⑦アンボセリ国立公園	39,026	—
⑧個人ランチ／私有地	—	—

出所: Kioko *et al.* [2008], Ntiati [2002] および筆者の調査に基づき作成.

れ [Rutten 1992: 189], さらに 1950 年代に個人ランチ²²⁾ が分配されるなかでは, 平野部で灌漑農耕をおこない蓄財に成功するマサイ人が現れもした [Southgate and Hulme 2000: 104-105]. そして, 後述するように, 2000 年代に共有地が分割された後では, 大半の世帯が農耕を

おこなうようになっている。

また、1990 年以降のケニアでは、「コミュニティ主体の保全（community-based conservation, CBC）」[Western and Wright 1994] が野生動物保全の中核的な政策として推進されるようになった。そして、世界銀行や USAID（アメリカ合衆国国際開発庁）の援助を受けた先駆的な取り組みとして、キマナ集団ランチの北東部、キマナ沼を中心とする 60 km² の土地に、キマナ・コミュニティ野生動物サンクチュアリ（以下、キマナ・サンクチュアリ）²³⁾ が 1996 年にオープンした。それは野生動物の生息地を保全するための保護区であると同時に、観光客から入場料を徴収して地域社会に現金収入をもたらすための観光施設であった。²⁴⁾ オープン当時、サンクチュアリは集団ランチによって管理・経営されており、地域社会の「完全な参加と関与（full participation and involvement）」が実現している事例として注目を集めた [KWS 1997: 53]。

その後、さらなる経済的利益を得るために、2000 年から、サンクチュアリはスイス資本のホテル・チェーン、アフリカン・サファリ・クラブ（African Safari Club, ASC）に 10 年間の契約で貸し出された。この結果、キマナ集団ランチは ASC から年間 10 万米ドル以上の契約料（土地使用料プラス宿泊料）を受け取るようになった。そして、この収入を用いて集団ランチの私的分割をおこない、メンバーとして登録されていた 844 人全員は、2 エーカー（約 0.8 ha）の灌漑農地と 60 エーカー（約 24 ha）の放牧地を私有地として獲得することになった（ただし、現在までに全員が土地の権利証書を取得できているわけではない）。サンクチュア리를始めとして、道路や学校、教会、市場などは共有地として残されたが、これによってキマナは、南カジャド国会議員選挙区で初めて、集団ランチ全体を対象に土地の私的分割をおこなったことになる。

4.1.2 サンクチュアリの新たな管理・経営主体の選択

ASC から多額の現金収入を得るようになったキマナ集団ランチであったが、2005 年頃から ASC との関係が悪化した。その理由としては、ASC が雇用する職員の給料や集団ランチへの

22) 1968 年の土地（集団代表）法により集団ランチ制度が導入されるよりも前の 1950 年代には、ランチングを個人単位でおこなえるかどうかを検討されており、そのために個人ランチが設立されていた。

23) 厳密に言えば、キマナ・コミュニティ野生動物サンクチュアリとは、集団ランチが管理・経営をしていた時期のサンクチュアリの名前である。そして、後述するように外部の民間企業に貸し出された後では、その名前から「コミュニティ」の語は消えている。ただし、管理・経営主体が違うということ以外に、両者のあいだに根本的な違いはないので、本論文では特に両者を区別せず、以下では「キマナ・サンクチュアリ」と記す。

24) CBC として設立される民間保護区の名前には、保全地域（conservation area）やコンサーバンシー（conservancy）といったものもあり、2000 年代以降では、コンサーバンシーの使用頻度が上がっている。もともと南部アフリカで多く用いられてきたコンサーバンシーという語には、土地の私的所有権や市場における野生動物の消費的利用が前提とされている [Bothma *et al.* 2009: 157]。とはいえ、野生動物の消費的利用が禁止されているケニアでは、サンクチュアリであろうとコンサーバンシーであろうと、それらは非消費的な観光業（いわゆるサファリ）を通じて経済的な利益を得ようとしている点で共通している。そうした名前の違いが保護区としての内容の差異に直結しているわけではない。

契約金の支払いを滞るようになったことがあった。その後、2008 年の 11 月から、ASC との契約が（2009 年 9 月に）切れた後にサンクチュアリを管理・経営する観光会社をどこにするかが、集団ランチのなかで議論されるようになった。ASC も契約の延長を希望していたがそれを支持するメンバーはおらず、候補は、インビリカニ（Imbirikani）集団ランチでエコロッジを経営しながら家畜被害への補償金支払いなども支援していたボナム・サファリ（Bonham Safaris, BS）、ケニア国内にいくつもの観光宿泊施設を所有する大手ホテル・チェーンのサロヴァ・ホテル（Sarova Hotel, SH）、そして、マサイ・マラにロッジをもち ASC とビジネス面で協力関係にあったトゥイガ（Twiga）の 3 社となった。

ここで、ロイトキトク地域集団には、モレリアン、ライセール、ライタヨックの 3 つの氏族が住んでいる（注 6）参照）。そして、キマナ集団ランチでは、3 氏族から選出された人間が、運営委員のうちでも「オフィシャル（official）」と呼ばれて強い権威が認められる委員長、会計、書記の 3 役に慣習的に就任してきた。候補企業が明らかになるなかでは、委員長は BS を、会計と書記はトゥイガを支持した（後に書記は BS 支持に転向）。そして、トゥイガから賄賂を受け取っていた会計と書記が、それを同じ氏族の人間に配布して支持を取りつけようとしたことで、氏族間の対立の様相がみられるようになった。

2 派に分かれたオフィシャルは、それぞれに会社の説明会を開いて、メンバーに自らが推薦する候補を支持するよう訴え始めた。それに対して、メンバーは疑問や批判を投げかけた。たとえば、2008 年 11 月 13、14 日に会計がトゥイガの説明会を最初に開いた時、参加者からは、委員長や書記を抜きにして集会を開くことに疑問が呈された。会計は、すでに委員長は（11 月 3 日に）自分を呼ばずに BS の説明会を開いているし問題はないと答えたが、参加者からはさらに、オフィシャルの 3 人が同じ意見でなければ話し合いなどできないと言われ、集会の本題であるトゥイガの説明を開始できないでいた。

その後、12 月 29 日に開かれた集会には、オフィシャル 3 人を含めた約 300 人のメンバーに加えて、南カジャドを選挙区とする国会議員（以下、特に断りがない限り国会議員はこの人物を指す）やカジャド県知事も参加した。この日は、冒頭で運営委員が、オフィシャル 3 人を含めた運営委員全員の話し合いの結果として BS が次の契約相手として選ばれたので、メンバーから反対がなければ BS に決めたいと話したが、メンバーから批判が殺到した。そこで問題とされていたのは、オフィシャルの意見が割れているにもかかわらず運営委員会が 1 社を選んだこと、また、その決定がメンバーとの話し合い抜きにおこなわれていることの 2 点であった。そして、オフィシャルへの批判が高まるなかでは、彼らが集団ランチの収入を着服しているとの疑惑が追及され、集団ランチ全体のことを考えて行動していないと論難され、話し合いが続けられないほどに場が混乱していった。

最終的に、BS とトゥイガのどちらが選ばれても集団ランチ内に禍根が残るとして、2009 年

5月15日の集会で、対立とは無関係のSHと契約することを国会議員が提案した。オフィシャルの3人は、この提案を受け入れてSHと契約すること、また、これ以降は3人で協力してオフィシャルの仕事に当たることを7月8日の集会で約束した。そして、2010年11月に運営委員会とSHとのあいだで正式に契約が交わされた。

4.1.3 集団ランチの合意形成と外部の政治的権威

従来の集団ランチにおける合意形成の図られ方としては、できる限り多くのメンバーが集まって議論をしたうえで、オフィシャルを中心に運営委員会が決定を下すという形が採られてきた。実際には、全てのメンバーが集まったり参加者全員が発言したりすることはありません。多数決を採らないなかでは、最終的な判断はオフィシャルの意向に沿った形でおこなわれてきた。ただし、その判断が正当なものとして認められるためには、それがメンバーとの話し合いを経たものであることと同時に、オフィシャルの意見が一致しているとの感覚が必要と考えられていた。だからこそ、キマナ・サンクチュアリの新たな管理・経営主体の決定をめぐることは、オフィシャルが一緒でないことがくり返し批判され、運営委員会が一方的にBSを契約相手に選ばうとした時には、メンバーから激しい批判が巻き起こり集会の続行が不可能になったのだと考えられる。

最終的にオフィシャルの3人は、一致してSHを選出するとともに協力して仕事をしていくことをメンバーに約束した。この点で、メンバーが問題視していたオフィシャルの不一致は解消されたことになる。とはいえ、国会議員がSHとの契約を提案した後に開かれた集会では、オフィシャルは、その提案を受け入れることやこれまでの反省、今後の抱負などを一方的に語るだけで、メンバーと対話を交わすことはしなかった。そして、その場では3人のメンバーの発言が認められたが、それはメンバーの意見や集団ランチ全体の便益を考慮しないオフィシャルの改選を求める内容であった。つまり、通常であれば大きな権威を認められるオフィシャルであったが、国会議員の提案を受け入れた後でもメンバーからの支持を得ることができず、その地位を否定されかけていたことになる。

しかし、結局、オフィシャルはその職に留まり続けた。その理由としては国会議員の存在が大きかったと考えられる。彼はキマナ町の近くに暮らしているもののキマナ集団ランチのメンバーではなかった。しかし、今日のケニアでは、国会議員は自らの選挙区の開発予算の使途を独断で決定できる存在であり、選挙区の人々に強い影響力をもっている。そうした時、国会議員の提案を受け入れたオフィシャルを批判することは、国会議員の提案それ自体を否定することになりかねなかった。

このように、サンクチュアリをめぐる合意形成のなかでは、オフィシャルが重要な存在であった。そのオフィシャルに対してメンバーは、集団ランチ全体のことを考え、一致した意見をもったうえで、メンバーと話し合いをおこなうことを求めている。しかし、この事例でオ

フィッシャルがそうした基準を満たしていたとはいえず、だからこそ合意形成が容易には進まず、集団ランチ内に混乱が生じたことになる。そして結局、国会議員という集団ランチ外の政治的権威が介入したことで、オフィシャルの地位が守られる形で決着が付けられた。なお、国会議員は集団ランチの一体性が損なわれないよう問題解決を図っていたが、それが受け入れられる過程で話し合いがおこなわれたわけでもなく、結果的に、地域に最大の便益を約束しており広範な支持を集めていた企業との契約は放棄されていた。²⁵⁾

4.2 私有地を基盤とする組織化の試み

4.2.1 私的土地所有権を基盤とする保護区の設立

アメリカを拠点とする NGO のアフリカ野生動物基金 (African Wildlife Foundation, AWF) は、2007 年 7 月から、コンサーバンシー (conservancy) と呼ばれる民間保護区を設立するべく、キマナ集団ランチ内で集会を開くようになった。AWF はアンボセリ国立公園とキマナ・サンクチュアリとのあいだの野生動物のコリドー (生態回廊) を保護するため、共有地分割によってそこに放牧地を取得したメンバーのコンサーバンシーとしての組織化を図った。2010 年末までにオスプコ (Osupuko, メンバー: 52 人)、キリトメ (Kilitome, 同 91 人)、ナレポ (Nailepo, 同 66 人) の 3 つのコンサーバンシーが設立された (図 3-c 参照)。²⁶⁾

このプロジェクトの背景として、AWF のプロジェクト・マネージャーは集団ランチの私的分割を挙げていた。共有地分割の後では、メンバーは所有地を自由に利用したり開発したりすることができ、それによって野生動物の移動や生活が妨げられる危険性がある。それを防ぐために、AWF は住民に現金収入を提供する代わりに、コンサーバンシーという形で土地利用に制限を課そうとしていたのである。

そして、AWF は最初の説明会の時点から、住民に対して私的土地所有者としての個人の権利を強調していた。つまり、コンサーバンシーに関して決定を下せるのはメンバー個人であり、それに参加するかどうかも含めて、集団ランチの運営委員会や AWF がメンバーの意向を無視して何かを決定することはできないと説明していた。AWF はコンサーバンシーで観光業を営むことも計画しており、管理・経営主体や便益の使途について参加者から質問が出されもしたが、その際も、そうしたことは全てメンバーが話し合って決めるべきこととして、

25) ここでいう「地域に最大の便益を約束しており広範な支持を集めていた企業」とは BS を指す。ASC も含めた 4 社のいずれも自らがキマナ集団ランチにいくらの土地使用料を支払うかを確約していなかったが、BS は 4 社のなかで唯一、家畜被害への補償金の支払いを約束していただけでなく、農作物被害を防ぐための電気柵の設置と奨学金の支払い、共有地分割後の土地権利証書の取得がまだであったメンバーへの取得費用の負担、給水場の建設を全て確約してもいた (ASC は一切の確約なし、トゥイガは土地権利証書の取得費用の拠出のみ確約、SH は奨学金と土地権利証書の取得費用、また、隣接する集団ランチとの境界を調査する費用の支払いを確約していた)。

26) その後、2013 年 1 月までにオル・ティヤニ (Ol Tiyani, メンバー: 88 人)、オレ・ポロス (Ole Polos, 同 46 人)、ナラランミ (Nalaranmi, 同 59 人) の 3 つが設立されており、AWF は少なくともさらにもう 1 つ設立しようとしている。

AWF の側から何らかの方向性を示すことは控えた。ただし、土地所有者を組織化するうえでは、集団ランチと同様に運営委員会を組織することを要求していた。²⁷⁾

4.2.2 私的土地所有者としての権利と意識

ここでは、キマナ・サンクチュアリのすぐ西側に設立されたオスプコ・コンサーバンシーを事例として取り上げる。AWF による最初の説明会は 2007 年 7 月 20 日に開かれ、2008 年 10 月 19 日に、土地所有者とのあいだで最終的な契約が交わされた。そして、その 1 週間後には、メンバー各自の銀行口座に最初の土地使用料 1 万 5,000 ケニアシリング（2008 年の為替レートで約 433 米ドル）が支払われた。当初から、住民はコンサーバンシーの設立に前向きであり、オスプコ・コンサーバンシーとして組織化を進めるなかでは、AWF の提案に従って運営委員会（委員長、会計、書記を始めとする 10 人の運営委員から構成される）の設置をした。また、AWF が提示するそれ以外の条件（年間 3 万ケニアシリングの土地使用料、それを受け取るための個人名義の銀行口座の開設、敷地内での雨季の放牧および通年での農耕の禁止）も言われるままに受け入れてきた。しかし、最初の説明会から 1 年以上が経過しても契約が交わされず、土地使用料も支払われないでいると、AWF への不満が溜まっていった。

2008 年 9 月 19 日に開かれた集会では、意図的に欠席したオスプコ・コンサーバンシーの委員長の指示によって、メンバーは AWF に対して強硬な態度で臨み、その場で契約を交わす日付を宣言するよう求めた。しかし、すでに合意されていた契約内容に反する要求をメンバーがしたこと、AWF は一切の交渉を拒否して帰ろうとした。それにメンバーは怒ったが、そこで AWF に自分たちの要求を呑ませようとするなかでは、AWF がすぐに契約を結んで土地使用料を支払わなければ、土地を柵で囲いこんで個人で家畜を放牧したりポンプを設置して灌漑農耕をおこなったりすると述べていた。メンバーがそうした土地利用を現実的な選択肢として考えていたのかどうかについては、それにかかる費用の面からしても疑問符が付く。ただ、それらは共有地であれば他人の利用を妨げるために認められてこなかった行為であり、AWF が何を意図しているか（どういう行動が不都合か）ということに加えて、私的土地所有者としてどのような選択肢をもっているのかを理解して交渉を試みていたことは確かである。

4.2.3 委員長の振る舞い

AWF の意向でコンサーバンシーにも運営委員会が設置されている時、AWF は当初に述べていたように、メンバー個々人の意見を毎回確認していたわけではなかった。そうではなく、委員長の賛同を得さえすれば合意ができたものと考えていた。一方、委員長もほかのメンバーは自分の決定に従うとして、その意見を確認せずに AWF と話し合いを進めていた。しかし、委

27) 今日のキマナ集団ランチには、集団ランチやコンサーバンシー以外にも、教会や学校、灌漑水路などに関してさまざまな運営委員会（committees）が設立されており、通常であれば委員長、会計、書記の 3 役が存在する。ただし、集団ランチ以外で、それら 3 役をまとめて「オフィシャル」と呼ぶことはされていない。

員長が言うように、ほかのメンバーが彼に追随しているわけではなかった。

2009 年の 5 月頃、委員長は息子が連れてきた外国人に、AWF とすでに契約を交わした自分の所有地にロッジを建てさせようとした。しかし、その外国人と面会した AWF のプロジェクト・マネージャーは、彼が観光業の経験も知識ももっていないことから計画に反対した。これに委員長は激怒し、プロジェクト・マネージャーを表立って強く批判するようになった。この時、多くのメンバーは、AWF の意向を無視した委員長の行動は契約に違反していると理解していた。²⁸⁾ ただし、キマナ・サンクチュアリの事例のように、委員長がコンサーバンシー全体の利益を考慮していなかったり、メンバーの意見をきちんと汲んでいなかったりした点から批判がされていたわけではなかった。

また、委員長にしても、こうした問題が起きるなかでは、コンサーバンシー全体の便益よりも自らの私的な利益を優先するような言動をとっていた。土地所有者である自分の決定を AWF が否定したことを強く批判するなかでは、自分に賛同するメンバーとコンサーバンシーを脱退して観光開発を進めることも考えていると話していた。この発言が本気であることは、後述するように、AWF との契約を無視して農地を拓いたことから分かる。

4.2.4 個人の権利と義務に対しての理解

最初の説明会で AWF は、コンサーバンシーとは集団ランチのようなものであり、それはメンバーに便益と同時に相互扶助をもたらすと述べていた。そして実際、メンバーの発案によって、それまでに設立されていた 3 つのコンサーバンシーを基盤として家畜被害者に補償金を提供するための基金が、2012 年 6 月 1 日に創設された。²⁹⁾ しかし、そうした取り組みの基盤となっているコンサーバンシーに住民が入るためには、AWF が求める個人の義務を果たすことが実は必要であった。

AWF はリーダーの不正を防止するという名目で、土地使用料の支払い方法としては、メンバー各自の個人名義の銀行口座に直接に振り込むことしか認めないと説明していた。そうした時、オスプロ・コンサーバンシーの契約を結ぶ日取りが決められるなかでは、周囲がくり返し

28) 2009 年 8 月 7 日に、外国人とメンバーのあいだで話し合いがもたれた。そこで、メンバーのひとは、観光開発が成功した時に委員長（の家族）以外のメンバーにも土地使用料を支払うつもりなのかと外国人に聞いたが、彼はそれへの明確な回答を避けた。この結果、多くのメンバーは、観光開発が委員長（の家族）だけを利する私的な開発だと理解するようになった。

29) 正式名称は肉食動物保全基金 (Predators Conservation Fund) である。メンバーは毎年 1,500 ケニアシリング (2012 年の為替レートで約 18 米ドル、以下同様) を拠出し、そこから野生動物に家畜を殺されたメンバーに補償金が支払われる。2012 年 8 月 15 日の最初の支払いでは、ライオンに殺されたヤギ 2 頭とハイエナに殺されたヤギ 2 頭に、各 1 頭あたり 3,000 ケニアシリング (約 35 米ドル) と 1,500 ケニアシリング (約 18 米ドル) が支払われた。補償金の額に差があるのは、この取り組みがインビリカニ集団ランチにおいて BS がおこなっている家畜被害への補償金プログラムを参考にしてからだと思われる。というのも、BS の補償金プログラムの主眼はライオンの保全に置かれており、ハイエナに家畜が殺された場合には、ライオンに殺された場合の半分の金額しか補償されない取り決めになっている [MacLennan *et al.* 2009]。

説明しているにもかかわらず、銀行口座を開こうとしない長老メンバーの処遇が問題となった。メンバーから事情を聞いたプロジェクト・マネージャーは、それは長老が果たすべき義務を果たしていないことが問題であると述べた。そして、AWFは彼に土地使用料を支払わないが、非難されるべきは長老個人であるとして、この件でAWFと運営委員会が互いに相手を非難するようなことはやめようと提案した。委員長も含めた運営委員たちはこれを受け入れ、長老がコンサーバンシーから排除されることを実質的に認めていた。その後、最終的に全ての参加希望者がAWFと契約を交わした。しかし、契約の際に銀行口座の存在を証明する書類を用意できなかった住民はそれを完了できず、AWFが求める個人の義務を果たすことが、契約の条件として求められていた。

こうして、個人を単位とする権利や義務が議論されるようになったが、それによってメンバーが近代的な契約の観念を身に着けたというわけでもなかった。というのも、農耕民と協力してコンサーバンシーの敷地内に灌漑農地を開拓するメンバーが、2012年末から現れたのである。それは明らかに契約に反する行為であったが、AWFが支払う土地使用料よりも多くの収入が得られると判断したメンバーが実行していた。そして、2014年2月には、委員長も含めて8人のメンバーが同様に灌漑農地を拓いていた。³⁰⁾ AWFはそうしたメンバーへの土地使用料の支払いを減額または停止したが、そうした開発行為がほかのメンバーから特に非難されているわけではなく、むしろ、AWFが土地使用料を増額しなければ自分も同じようにするかもしれないというメンバーも多かった。ほかに、AWFとの契約後に道路工事会社と契約を交わして、コンサーバンシーに提供した所有地で資源採掘をおこなうメンバーもいた。その際もAWFは採掘に強く反対し、裁判所や政府に訴えてやめさせようとしたが、結局、メンバーは契約を結び、採掘は実行された。

このように、私有地を基盤とするコンサーバンシーをめぐるのは、サンクチュアリの時のように、委員長を始めとする運営委員会がメンバー全体の和や利益を考慮している様子はいかかえ、そうしたリーダーの態度がメンバーから批判される場面もみられなかった。契約に反して開発を進めようとするメンバーについても、そうした行為をやめさせて契約を遵守させようとするメンバーはいなかった。むしろ、それが経済的に優れた選択肢だと思えば、何人ものメンバーが追随していた事実からすると、集会のなかでは個人の権利や義務が問題となることも多かったが、多くのメンバーは私的土地所有者には契約に違反する行為も認められるとして、個人の権利を過剰に強く理解していたことになる。

30) コンサーバンシーが設立されている土地は、もともと放牧地として分割されたものである。しかし、ここで挙げたメンバーは、ポンプとパイプを設置することで近くの川から水を引いて灌漑農耕をおこなっている。委員長の場合、24 haの所有地のうち16 haを複数の農耕民に貸していたが、1エーカー（約0.4 ha）当たりの賃料は、半年で1万5,000 ケニアシリング（2012年の為替レートで約177米ドル）であった。

4.3 野生動物の被害と国立公園の便益のあいだのポリティクス

4.3.1 青年の死と報復としての狩猟

サンクチュアリもコンサーバンシーも、それらは野生動物のための保護区（兼観光施設）である。ここまでそうした民間保護区の開発をめぐる住民（メンバー）と住民、地域社会（集団ランチ）と外部組織（民間企業、NGO）とのあいだの軋轢をみてきた。一方、ここで取り上げる紛争は、住民と野生動物とのあいだの直接的な衝突を契機とするものである。

2012 年 7 月、オルグルルイ集団ランチのメンバーの息子が青年階梯に属する男性が、集団ランチのなかで家畜を放牧している最中にバッファローに襲われて死亡した。後日、全国の国立公園を管轄するケニア野生動物公社（Kenya Wildlife Service, KWS）の監督官（warden）は、住民と一緒に現場検分をした。その時に監督官は、住民が求める補償金の支払いを拒否しただけでなく、青年はバッファローではなくマサイ人の同僚（青年）に殺されたのではないかと発言した。これに怒った地元の長老によって、報復の狩猟を敢行することが指示され、翌日には 200 人以上の青年が参加して狩猟がおこなわれた。ただし、この日に殺されたのは、青年を襲ったと思しきバッファロー 1 頭だけであった。

この事件を受けて、KWS 長官が翌週 7 月 16 日にオルグルルイを訪れ、地元「コミュニティ」と話し合うことを約束したとメディアで伝えられた [The Star, July 20, 2012]。だが、約束の日に代理を派遣するのみで、長官は現れなかった。集会場に集まっていたマサイ人はこれに怒り、さらに野生動物を狩猟することを宣言した。そして、翌日には 400 人以上の青年が国立公園の周囲で、バッファロー 10 頭、ライオン 1 頭、ゾウ 1 頭を殺した [The Star, July 20, 2012]。これに対して、翌日以降に KWS のゲーム・レンジャーと警察と軍隊の連合特殊部隊（General Security Unit）は、国立公園周辺の集落に侵入して住民に暴行を働き、少なくとも 59 人が入院した [The Star, July 23, 2012]。

アンボセリ国立公園の周辺では、象牙や獣肉を目当てとする密猟や、家畜被害への報復としての野生動物の殺害が現在でも起きている。しかし、KWS などが取り締まりをおこなうなかでは、それは少人数で秘密裏に実行されており、何百人ものマサイ人が日中に槍を持って堂々と野生動物を襲うことは考えられないことであった。そのため、事態は多数のメディアによって国内外に報道された。そして KWS からは、8 月 6 日に長官が「コミュニティ」と話し合うためにオルグルルイ集団ランチを訪れることがあらためて約束された。

4.3.2 集会における主張と要求

KWS 長官は、約束どおりに 8 月 6 日にオルグルルイ集団ランチを訪れた。その話し合いの席上、「コミュニティ」の要求として覚書が提示された。そのなかでは、アンボセリ国立公園の管理権をカジャド県議会（Olkejiado County Council, OCC）が有することを認めて、21 日以内に OCC とアンボセリ国立公園周辺の集団ランチのそれぞれに、国立公園の観光収入の

30%ずつを還元することが要求された（残りの40%はKWSの取り分）。³¹⁾ その要求の根拠となったのは、2005年に当時の大統領ムワイ・キバキ（Mwai Kibaki）が、アンボセリ国立公園の地位を国立リザーブへと変更するよう指示した大統領令と、それを受けて2007年にKWSとOCCとのあいだで結ばれた管理協定であった（ケニアでは国立公園は中央政府に属するKWSの管轄だが国立リザーブは県議会の管轄となる）。³²⁾ KWS長官は、6日の集会では覚書への返答を保留したが、8月28日に届けられた返答のなかでは、2005年の大統領令は法的手続きを遵守しておらず違法であると高等裁判所が2010年9月に判決を下しており、それによって2007年の管理協定も法的根拠を失っているとして、「コミュニティ」の要求を全て否定した。

ところで、8月6日の集会では、集団ランチのオフィシャルやOCCの議員、国会議員などが、KWS長官を前に演説をおこなった。その主な内容としては、①マサイ人と野生動物は共存してきた、②マサイ人は野生動物を守ってきた、③マサイ人は野生動物の所有者である、④マサイ人はアンボセリ国立公園に対して政治的な権利をもつという4つがあった。³³⁾ このうち、④は覚書の内容に等しく、「コミュニティ」からの最大の要求であった。一方、①から③は、「コミュニティ」がCBCの理念に合致していることを訴える内容であり、それを通じて、野生動物の便益を求めることを正当化していたと考えられる。³⁴⁾ ただし、こうした要求が一連の出来事の当初から意識されていたわけではなかった。

4.3.3 覚書に反映されない地元の問題意識

最初の大規模な狩猟は、青年の死の直後ではなくKWSの監督官の侮蔑的な発言の後に指示されたものであり、それは死亡事故に監督官の言動が合わさることで引き起こされていたことになる。ただし、オルグルイ集団ランチの青年のあいだでは、獣害に対して適切な対処を施さないKWSへの不満がそれ以前から蓄積しており、次に何か事件が起きたならば実力行使に

31) 本文で後述する2007年にOCCとKWSのあいだで取り交わされた管理協定の現物を確認できておらず、この取り分が具体的にどのように計算されるのかは分からない。ただ、仮に、年間10万人の外国人観光客がアンボセリ国立公園を訪れば（2009年の入園者数は約13万人）、それだけで入園料収入は900万米ドル（2013年の為替レートで約9億円）という巨額になる。

32) この2005年大統領令は、間近に控えた国民投票で劣勢が伝えられていた大統領が、反対派に属すると考えられていたマサイ人の支持を得るために発したものと考えられている。

33) 集会の場における具体的な語りとしては、「マサイ人は昔から今日まで野生動物と一緒に暮らしてきた」(①)、「マサイ人は狩猟民ではなく牧畜民であり、野生動物を狩猟せず守ってきた」(②)、「野生動物は我々の動物なのに、我々は何の利益も得ていない」(③)、「世話をしている家畜からミルクを搾らない牧夫はいない」(野生動物を家畜に、マサイ人を牧夫になぞらえた語り、①および②)といったものがあつた。

34) マサイ人の演説のなかでは、「参加とは何のことか？ 利害関係者とは誰のことか？」として、マサイ人が野生動物保全に果たす役割をKWS長官に問う者もいた。また、当日は模造紙にマサイ人の便益や権利を訴える英語のメッセージが書かれたものも用意されており、KWS長官の目に付く場所に座った住民に渡されてもいた。それらはいずれも、CBCの理念である「住民参加」や「協働」などを意識した文面であった。また、注33)にもあるように、マサイ人が歴史的に野生動物を狩猟してきた事実が否定されていたのも、その方が狩猟を禁止しているケニアの保全政策の理念に合致しており、便益や権利を要求するうえで有利に働くと考えたからだと思われる。

出ることが話し合われていた。ただし、そこで何か KWS に具体的な要求をすることまでは考えられておらず、アンボセリ国立公園の管理権や収入を求めることは思い付かれてもいなかった。

KWS 長官が現れなかった 7 月 16 日の集会で翌日に狩猟をおこなうことを宣言した青年は、それが「終わりのない野生動物との軋轢 (endless conflicts with wildlife)」を解決するために、KWS が地域社会と対話をするよう仕向けるために自分たちが選択できる「唯一の行為 (only way to act)」であると述べていた [The Star, July 23, 2012]。また、8 月 6 日の集会が終わり、参加者が帰ろうとするなかで地元の長老が KWS 長官に詰め寄っていた。そこで長老が非難していたのは、長官が覚書に署名をしなかったことではなく、青年が殺された事実の端的に示される野生動物の危険性について、何の対策も示さなかった点であった。

こうした事実からすると、オルグルルイ集団ランチの人間は、野生動物の害や危険性に適切に対処しない KWS の態度を大きな問題と捉えていたと考えられる。しかし、覚書において国立公園の管理権と観光収入が請求されるなかでは、それらへの具体的な対処は何も求められていなかった。むしろ、マサイ人は野生動物を狩猟することなく歴史的に共存してきたとして、共存がともなう命にかかわる危険性は無視されていたことになる。

4.3.4 かかわりのない県議会が果たす役割

このように、地元住民の問題意識と覚書における要求のあいだにズレがみられる時、それは野生動物ないし国立公園の権益をめぐるポリティクスの産物という側面があった。というのも、南カジャド国会議員選挙区はカジャド県に属しており、制度上、2005 年大統領令のとおりにアンボセリ国立公園が国立リザーブとなったならば、その管轄権を得るのはカジャド県の議会である OCC である。しかし、これまでに OCC が、アンボセリ国立公園を中心とする野生動物保全にかかわってきたとはいいいがたい状況があった。

まず、カジャド県のなかで南カジャド国会議員選挙区が占めるのは、人口比で約 20%、面積比でも約 29%に過ぎない。多くの野生動物がアンボセリ国立公園の周囲の土地を利用して生息しているとはいえ、その大半は同選挙区の内部に留まっており [KWS 2009; Moss *et al.* 2011]、県内の他の選挙区に暮らす住民とのあいだに直接的なかわりがあるわけではない。また、メンバーではないがそこを選挙区とする国会議員がキマナ・サンクチュアリで開かれる集会に出席して積極的に関与してきたのに比べて、OCC の議員が南カジャド国会議員選挙区の野生動物保全の現場に現れて、住民間や住民と外部者とのあいだの話し合いにかかわることはなかった。そして、国会議員が集団ランチのメンバーではないがロイトキトク地域集団の一員であったのに対して、今回の一連の騒動のなかで強いリーダーシップを発揮していた OCC の議長（当時）は、ロードキラニ地域集団の所属であった。

このように、OCC が当地の野生動物保全に深いかわりをもってきたとはいえない状況に

もかわらず、2005年の大統領令によって、(後に裁判所に否定されたとはいえ)アンボセリ国立公園の管理権を主張する法的根拠を手に入れた。そして、8月6日の集会では、冒頭でオルグルイ集団ランチの委員長が「われわれはマサイ人として、OCCとひとつにならなければならない」と述べた後で、何人ものOCC議員が、「マサイ人として一致団結すべきであり、誰もそれにノーとはいえない」「マサイ人を分裂させるような人間は不要である」などと発言し、OCCが「コミュニティ」を代表=表象(representation)することの正当性を固めようとしていた。

そうした事情はKWSも理解していたはずであり、だからこそ覚書への返答のなかでは、青年の死は政治的な動機をもつ人間によって利用され、その扇動で住民が野生動物を殺したとして、OCCを中心とする政治家の暗躍を明らかに批判していた。また、一連の事態の推移をそのウェブ・サイトで報告していた保全NGOも、今回の事件の根底には野生動物をめぐる「ポリティクスと収入(politics and revenue)」の問題があるとして、同様にOCCの行動を批判していた[The Star, July 20, 2012]。

こうしたOCCの議長を始めとする政治家への批判には一定の根拠が認められる。ただし、そうした批判が展開されるなかでは、最初のバッファロー狩りが、野生動物の被害とKWSの不十分な対応に不満を募らせてきたロイトキトク地域集団の住民によって実践されていた点は見落とされていた。つまり、OCCの政治的な動機や扇動が批判されるなかでは、そうしたポリティクスが展開される以前に、野生動物と実際に隣り合って暮らしている住民が能動的に行動を起こしていた事実は無視されていた。そして、KWS長官が対話をしようとしていた「コミュニティ」の声を政治家が代弁できているのかが問われないなかでは、「オルグルイ集団ランチ(ロイトキトク地域集団)とKWSとの紛争」の問題が「マサイ(カジャド県)とKWSとの紛争」に移行していたことも取り上げられずにいた。

ここで、OCCが事態に介入しなかった時に何が起きたかは想像の域を出ない。ただ、青年を殺された地域の住民は、バッファロー1頭を殺したことで報復としての狩猟を終わらせていた。そうした時、OCC抜きで2度目の大規模な狩猟が組織され、それによってKWS長官との対話の機会が設けられ、そして、メディアの前で覚書のような要求を突き付けて交渉が図られることができていたとは考えがたい(覚書は集会の数日前に政治家が集まって作成していた)。このように、野生動物保全が大きな権益にかかわる時、地域(集団)外の政治家がかかわることで、表立って語られる問題や求められる対応が、地域で野生動物と共存している人々の考えるものとは違ってしまふ可能性が存在する。ただ、その一方で、KWS長官との集会の当日、OCCの議員の演説にロイトキトク地域集団の住民が喝采を送っていた事実からは、野生動物の危害に苦しむ地元の声に耳を傾けようとしないKWSへの対抗上、OCCが自分たちの代表として振る舞うことを支持していた可能性も示唆される。

5. 今日のマサイランドにおける土地をめぐる紛争と権威の所在

5.1 野生動物保全／観光の土地における紛争

今日、アフリカの野生動物保全の多くは「コミュニティ主体」を掲げており、野生動物の個体群や生息地の保全と同時に、サファリ観光のような経済活動や補償金などの地域社会への援助が取り組まれるようになってきている。そうした取り組みが実践されるうえでは、地域外の主体の関与が所与のものとなっている。そうしたなかで、具体的にどのような紛争が野生動物の保全と観光が盛んな土地で起きているのかを、本論文では南カジャド国会議員選挙区を事例にみてきた。

最初にみたキマナ・サンクチュアリは、当初は集団ランチ自身によって管理・経営されていたが、民間企業に貸し出されるなかでより多くの現金収入をもたらすようになった。しかし、それを新しく管理・経営する企業を選ぶ過程で、集団ランチを二分する紛争が生じた。その直接の原因は、リーダーの意見の不一致と対立であったが、その背後には、一部のリーダーに賄賂を贈ってでも契約相手に選ばれようとする観光会社が存在していた。外部援助によって作られた民間保護区兼観光施設が経済的なポテンシャルをもつ時、それが地域社会内に軋轢を生み出しかねないことは想像に難くないが、そうした軋轢は野生動物に利害関心をもつ外部者の働きかけによって深刻化しかねないことがわかる。

一方、オスプコ・コンサーバンシーをめぐるのは、メンバーと NGO とのあいだで軋轢が生まれていた。そこにおける主要な問題は、契約を交わした後にメンバーがより多くの現金収入を求めて、外国人や他民族とともに所有地を、保全に逆行するために NGO との契約では禁止されているようなやり方で開発しようとすることで生じていた。他民族や地域外との交流が強まるなかでは、そうした主体と協力することで、住民は保全以外の土地利用も選択肢としてもつようになってきている。そうした時に、観光をとまなわない保全が魅力的な土地利用として住民に受けいれられ（続け）るとは限らず、それでも外部者が保全を推し進めようとするれば住民とのあいだに軋轢が生じることを、この事例は示している。

最後に取り上げたオルグルルイ集団ランチの死亡事故を発端とする事例には、2つの紛争が埋め込まれていた。1つは野生動物がもたらす危害をめぐる紛争である。それは単なる住民と野生動物とのあいだの衝突ではなく、住民と政府とのあいだの対立の帰結でもあった。つまり、住民の行動の根底には、狩猟を禁止して危害を加える恐れのある野生動物に対処する方法を自分たちから奪っておきながら、その危険性や被害に対して十分な対策を施さない政府への怒りがあった。先にみた2つの事例のように、それがもたらす便益を期待して住民は CBC を受けいれるようになってきている。しかし、現在の野生動物との共存に住民が得心しているわけではないのである。また、地域外の政治家が介入するなかでは、国立公園の権益が争われてもいた。そこには、「コミュニティ主体」の野生動物保全が大きな権益をとまなう時、問題の当事

者ではない主体が「コミュニティ」の一員（この事例の場合は同じ民族）として事態に介入してくる可能性があること、そして、それによって争いの焦点が変わる可能性があることが示されている。

5.2 参照される権威の差異と土地所有の違い

前節でみたように、さまざまな形の紛争が起きた時、そこで問題を解決に導くために参照されたり影響力を発揮したりしてきた権威（者）は一樣ではなかった。ここでは、そうした権威の差異とその理由を土地／資源の所有形態の違いも視野に入れて考えてみたい。

まず、集団ランチの共有地に設立されたキマナ・サンクチュアリにかかわる意思決定においては、メンバーはオフィシャルの権威を認めていた。つまり、オフィシャルの3人が一致した意見をもったうえでメンバーと議論を交わすことが、集団ランチにおけるあるべき合意形成のやり方と考えられていた。だからこそ、オフィシャルの意見が一致していない状況が集会の場で批判される時、そうした状況では決定はおろか議論さえおこなえないといわれていたことになる。ただし、対立が解消されない状況が続くと、運営委員の改選が要望され始めた。この事実からは、オフィシャルの権威はあくまでメンバーからの支持に基づくものであることが分かる。とはいえ、そうしたメンバーからの批判によってオフィシャルの態度が修正されたり改選が実現したりしたわけではなく、最終的な選択は、国会議員という集団ランチ外の政治的権威によって導かれていた。

一方、オスプコ・コンサーバンシーをめぐることは、集団ランチと同様に運営委員会があるとはいえ、メンバーの一体性や全体の利益を考慮することがキマナ・サンクチュアリの事例のように表立っていわれてはいなかった。プロジェクトを持ち込んだ NGO は私的土地所有者としての個人の権利と義務を強調しており、メンバーもそれを意識して交渉を試みていた。また、委員長を始めとするメンバーが私的な利益を増やすために契約に反する開発を開始した時には、ほかのメンバーはそれを表立って批判するのではなく、同様の行動を選択するか検討していた。そこにおいては、メンバーはすでに結ばれた契約に違反する選択肢を選ぶことまでも、私的土地所有者の権利に含めて理解していたことになる（これまでに契約違反を犯したメンバーは、NGO や運営委員会に諮ることをしていない）。

なお、キマナ・サンクチュアリの新しい管理・経営主体を選ぶための説明会が開かれ始めたのは、オスプコ・コンサーバンシーの契約が交わされた時よりも後である。したがって、私的土地所有者としての権利意識が広まるなかにあっても、共有地については個人の権利や利益ではなく集団としての一致や対話が重要視されていたことになる。そうした時、メンバーはサンクチュアリとコンサーバンシーを比べて、前者はみな土地だから個人が勝手に何かを決めることは許されないけれども、後者は個人の土地なので自由に決められると述べていた。この発言によれば、2 事例間のメンバーの態度の違いは、土地所有権の違いに基づいていることに

なる。ただし、SH と契約を結ぶなかでは、その契約金をコンサーバンシーと同様に、各メンバーの銀行口座に直接かつ均等に支払うことが合意されていた。それは一面で、オフィシャルによる収入の管理を否定する選択であり、個人の権利（私権）を重視する風潮が広まっている可能性を示唆している。

このように、共有地であればオフィシャルの一致に基づく合意形成が、私有地であれば私的土地所有者の意思決定権が参照されていた。それに対して、国有財産である野生動物がもたらす危害については、住民はそこで参照すべき権威をもっていなかったからこそ、狩猟という実力行使に訴えたと考えられるように思う。それは、狩猟を KWS との対話を実現させるための「唯一の行為」と住民がいていたことから示唆される。それに対して、KWS 長官を前にしたマサイ人政治家は、国立公園の権益を要求することの根拠として、大統領令や管理協定だけでなく、マサイ人と野生動物の歴史的関係や今日の野生動物保全を支える CBC の理念を参照していた。結局、覚書に書かれた要求は長官に否定されるわけだが、この事例で野生動物の危害から国立公園の権益へと議論の焦点が移った時、住民よりも政治家の方が、どうすれば国家に対抗して自分たちの要求を正当なものとして主張できるのかについて、自覚的かつ戦略的であったといえるだろう。ただし、政治家の演説に多くの住民が喝采を送っていた事実からは、少なくとも集会のその場においては、KWS 長官を批判する点で政治家に共感を抱き、彼らの権威を認めていた可能性も示唆される。

5.3 伝統的権威が参照されない理由

マサイ社会においては、ランチング制度の導入にともない土地が資源としての意味をもつようになり [Campbell 1993: 263], 集団ランチのなかに運営委員会が設立されたことで土地をめぐる紛争を扱う権威の所在が曖昧になったとされる [太田 1998: 307]。マサイ居留地の設立・合併と強制移住の事例であれば、そこでは預言者や代弁者といった伝統的権威の言動が問題となっていたが、最近のロイトキトク地域集団における事例では、そうした伝統的権威の存在感はないに等しい。それでは、紛争解決の権威が、現在、どのように考えられているのかを、キマナ集団ランチの状況から考えてみたい。

そもそも、何か対人的なトラブルを抱えた時に、その解決のためにキマナ集団ランチの多くのメンバーが頼るのは、キマナ町にオフィスを構えるチーフ (chief, マー語では代弁者と同じ *ol-aiguenani*) のもとに設置された顧問委員会 (chief advisory committee) である。このチーフとは中央政府から派遣される行政官であり、担当する地区の治安維持を任務としている。³⁵⁾

35) ケニアでは 2010 年に新憲法が制定されたが、旧憲法下では、州 (province) 一県 (district) 一郡 (division) 一地区 (location) 一サブ地区 (sub-location) 一村 (village) という行政区分が用いられていた。そして、チーフは地区ごとに中央政府から派遣される行政官であり、警察を管轄下に置くとともに人々を逮捕・拘留する権限を持ち合わせている。

そして、顧問委員会とは、チーフに代わって住民間の問題を地域の慣習に従いながら裁定する役職であり、現在、最も多く持ち込まれるのは土地をめぐる紛争だという。この顧問委員には、地域の事情に精通しており地元で尊敬を集めている長老が選ばれるが、代弁者のような伝統的権威が常に含まれるわけではない。

現在の顧問委員によれば、伝統的には、同じ年齢組に属する人間のあいだのもめ事はその年齢組から選ばれた代弁者（あるいはその補佐役の権威者）に持ち込まれたという。それが今では代弁者ではなく顧問委員会の所に持ち込まれるのは、チーフが地域の治安維持を管轄する行政官であるからということに加えて、代弁者が解決を図るのは自らが属する年齢組にかかわる紛争であって、集団ランチの問題ではないからだという。なぜなら、年齢組は同じ時期に割礼儀礼をおこなった男性によって組織されるが、それは集団ランチを越えた地域集団のレベルにおけるまとまりであり、それぞれの集団ランチには年齢組の一部の人間だけしかいないからである。³⁶⁾

そしてまた、集団ランチのメンバー同士の問題はその運営委員会が対処すべき事柄であり、代弁者や顧問委員会が口出しをするべき事柄ではないという。この説明に基づけば、キマナ・サンクチュアリやオスプロ・コンサーバンシーの事例で、代弁者が言及されないことは理解できる。それに加えて、バッファローに青年が殺され、それに対する報復の狩猟をおこなった後で、オスプロ集団ランチの一地域の長老たちが、その報告を県知事や OCC 議員、集団ランチの運営委員会にしていた事実からは、野生動物とのあいだに問題が起きれば KWS が必ず出動してくるという現在のケニアの状況にあっては、集団ランチがトラブル発生時の報告先として位置付けられていることが分かる。

6. 終 わ り に

本論文の冒頭で、南カジャド国会議員選挙区では今日のケニアを特徴付ける「民族紛争」が特には起きていないと述べた。ただし、本論文で取り上げた3つの事例のなかでは、そうした「民族紛争」の特徴とされるいくつかの要素がみられもした。最後に、その点を確認しつつ、今後の課題を検討したい。

まず、集団ランチを基盤とする土地をめぐる紛争は、代弁者や顧問委員会ではなくその運営委員会が扱うべきとされていたが、現実には政治家の介入がみられた。³⁷⁾ 顧問委員は、国会議

36) 集団ランチの境界とチーフの管轄である地区（注35）参照）とは完全に一致するものではない。ただ、どちらも地域集団の伝統的な居住地域を分割した範囲であり、今日の行政や政策の基盤となる単位という点では共通している。なので、土地をめぐる問題が生じて裁定が必要になった時に、多くのキマナ集団ランチのメンバーは代弁者ではなく、顧問委員会を訪れるのだと考えられる。

37) KWS 長官を前にするなかでは、政治家によってマサイ人としての歴史（野生動物との共存）や文化（野生動物を保全）が強調されるだけでなく、排他的な発言（コミュニティを分裂させる人間は不要）もみられた。ただ、その発言が特定の対象を念頭に置いているわけではなく、「よそ者の排除」につながるとは考えにくい。

員が集団ランチのもめ事に介入することについては、自分の選挙区の人々のために行動しているのであれば問題はないと述べていた。とはいえ、国会議員はキマナ集団ランチ内の紛争を解決に導いたものの、その過程で、多くのメンバーが求めているオフィシャルの改選や最も多くの便益を約束していた民間企業との契約は否定されていた。また、OCC はオルグルルイ集団ランチの住民が意図していなかった内容を KWS に要求していたが、その介入がなければ長官との対話は実現しなかった可能性が考えられるうえに、集会の場において政治家の演説は住民の支持を得ていたようにみえた。このように、政治家の振る舞いが両面的に捉えられる時、それを実際に集団ランチのメンバーがどのように受け止めているのかを検討することは、現在のマサイ社会における権威のあり方を考えるために必要であり、今後の課題の第 1 と考えられる。

また、たとえば、第 2 次イギリス―マサイ条約の対象となったライキピア地方で「よそ者の排除」が激しくいわれるのに対して [松田 2000, 2005]、南カジアド国会議員選挙区に移住してくる他民族について、その土地取得の手続きを地元のマサイ人が問題視している様子はみられない。むしろ、経済的に裕福なマサイ人が、同じマサイ人から土地を買い集めてもいる。私的土地所有権の設定が格差の拡大や貧困の増大をもたらす危険性は、これまでに先行研究で指摘されているが [cf. Rutten 1992]、オスプコ・コンサーバンシーのメンバーは、土地を売り払うのではなく他民族に農地として貸し出すことでより多くの現金収入を獲得していた。そうした時、すでに人や物、金、情報の流動性が高まっているなかで、私的土地所有者としてマサイ人が「よそ者」とどのような関係を築いていこうとしているのか、そしてまた、マサイ人のあいだの土地売買をどのように考えているのかという点は、マサイランドの今後を考えるうえで重要な点に思われる。これが今後の第 2 の課題である。

そして、第 3 の課題は、今日のケニアで取り組まれている野生動物保全が、「コミュニティ主体」を掲げていながら住民の賛同を得られていない時、その問題を改善する方向性を検討することである。これまでに危害をもたらす野生動物への技術的な対策や被害の金銭的な補償、住民の被害認識に対する社会的・心理的なアプローチや、住民の立場や意見を汲み取った環境ガバナンスのあり方はさまざまに議論されてきた。ただ、それらとは違う切り口としてここで考えたいのは、政府や NGO が、人命が失われたことよりも野生動物が殺されたことを問題として取り上げていた事実である（政治家のポリティクスも、それが野生動物の狩猟をもたらした点で問題とされていた観が強い）。ケニアの野生動物保全政策は、動物の権利や福祉を人間（地域住民）のそれよりも重要視する動物愛護の思想の強い影響下にあるとされる [Kabiri 2010; Martin 2012]。そうした価値観が、いわば知の権威として保全を進める主体のあいだに根付いているからこそ、住民が問題とする共存にともなう命の危険性が見捨てられているのだとするならば、住民の便益や権利を保障したり、彼ら彼女らの声を政策や実践に反映させるた

めの仕組みを考えたりすることとは別に、そうした特権化された知の権威を批判し相対化する試み [cf. Goldman *et al.* 2011; 佐藤 2009] が必要になってくるはずである。

謝 辞

本稿にかかわる現地調査をおこなうなかでは、日本学術振興会特別研究員奨励費、文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「持続可能な発展の重層的環境ガバナンス」、公益信託四方記念地球環境保全研究助成基金から助成を受けた。また、本稿を執筆する過程では、京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科の太田至教授および匿名の査読者2名より懇切丁寧なコメントをいただいた。ここに記して感謝を申し上げます。

引 用 文 献

- Altmann, J., S. Alberts, S. Altmann and S. Roy. 2002. Dramatic Change in Local Climate Patterns in the Amboseli Basin, Kenya, *African Journal of Ecology* 40(3): 248-251.
- Anderson, D. 2002. *Eroding the Commons: The Politics of Ecology in Baringo, Kenya 1890-1963*. Oxford: James Currey.
- Bothma, J. du P., H. Suich and A. Spenceley. 2009. Extensive Wildlife Production on Private Land in South Africa. In H. Suich *et al.* eds., *Evolution and Innovation in Wildlife Conservation: Parks and Game Ranches to Transfrontier Conservation Areas*. London: Earthscan, pp. 113-126.
- Campbell, D. 1993. Land as Ours, Land as Mine: Economic, Political and Ecological Marginalization in Kajiado. In T. Spear and R. Waller eds., *Being Maasai: Ethnicity and Identity in East Africa*. Oxford: James Currey, pp. 258-272.
- Commission on Revenue Authority (CRA). 2011. *Kenya County Fact Sheets*. Nairobi: CRA.
- Galaty, J. 1980. The Maasai Group-ranch: Politics and Development in an African Pastoral Society. In P. Salzman ed., *When Nomads Settle: Processes of Sedentarization as Adaptation and Response*. New York: Praeger, pp. 157-172.
- . 1993. 'The Land is Yours': Social and Economic Factors in the Privatization, Sub-division and Sale of Maasai Ranches, *Nomadic Peoples* 30: 26-40.
- Goldman, M. J., P. Nadasdy and M. D. Turner eds. 2011. *Knowing Nature: Conservations at the Intersection of Political Ecology and Science Studies*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Grandin, B. 1991. The Maasai: Socio-historical Context and Group Ranches. In S. Bekure *et al.* eds., *Maasai Herding: An Analysis of the Livestock Production System of Maasai Pastoralists in Eastern Kajiado District, Kenya*. Addis Ababa: International Livestock Centre for Africa, pp. 21-39.
- Grandin, B., P. N. de Leeuw and M. de Souza. 1991. Labour and Livestock Management. In S. Bekure *et al.* eds., *Maasai Herding: An Analysis of the Livestock Production System of Maasai Pastoralists in Eastern Kajiado District, Kenya*. Addis Ababa: International Livestock Centre for Africa, pp. 71-82.
- Greiner, C. 2012. Unexpected Consequences: Wildlife Conservation and Territorial Conflict in Northern Kenya, *Human Ecology* 40 (3): 415-425.
- 波佐間逸博. 2012. 「ウガンダ北東部カラモジャにおける武装解除の実施シーケンス」『アジア・アフリカ地域研究』12(1): 26-60.
- Homewood, K., P. Kristjanson and P. C. Trench. 2009a. Changing Land Use, Livelihood and Wildlife Conservation in Maasailand. In K. Homewood *et al.* eds., *Staying Maasai? Livelihoods, Conservation*

- and Development in East African Rangelands*. New York: Springer, pp. 1-42.
- . 2009b. Staying Maasai? Pastoral Livelihoods, Diversification and the Role of Wildlife in Development. In K. Homewood *et al.* eds., *Staying Maasai? Livelihoods, Conservation and Development in East African Rangelands*. New York: Springer, pp. 369-408.
- Hughes, L. 2006. *Moving the Maasai: A Colonial Misadventure*. Hampshire: Palgrave Macmillan.
- Hulme, D. and M. Murphree eds. 2001. *African Wildlife and Livelihoods: The Promise and Performance of Community Conservation*. Oxford: James Currey.
- Kabiri, N. 2010. Historic and Contemporary Struggles for a Local Wildlife Governance Regime in Kenya. In F. Nelson ed., *Community Rights, Conservation and Contested Land: The Politics of Natural Resource Governance in Africa*. London: Earthscan, pp. 121-144.
- 慶田勝彦. 2012. 「キベラ・レッシンケニアにおける土着性とヌビアのアイデンティティ」太田好信編『政治的アイデンティティの人類学—21世紀の権力変容と民主化にむけて』昭和堂, 78-103.
- Kenya National Bureau of Statistics (KNBS). 2010. *2009 Population and Housing Census Report*. Nairobi: KNBS.
- Kenya Wildlife Service (KWS). 1997. *National Parks of Kenya 1946-1996: 50 Years of Challenge and Achievement "Parks beyond Parks,"* Nairobi: KWS.
- . 2009. *Collaring Report Amboseli Lion Project*. Nairobi: KWS.
- Kioko, J., P. Muruthi, P. Omondi and P. I. Chiyo. 2008. The Performance of Electric Fences as Elephant Barriers in Amboseli, Kenya, *South African Journal of Wildlife Research* 38(1): 52-58.
- 楠 和樹. 2014. 「牛と土—植民地統治期ケニアにおける土壌侵食論と『原住民』行政」『アジア・アフリカ地域研究』13(2): 267-285.
- MacLennan, S. D., R. J. Groom, D. W. Macdonald and L. G. Frank. 2009. Evaluation of a Compensation Scheme to Bring about Pastoralist Tolerance of Lions, *Biological Conservation* 142(11): 2419-2427.
- Martin, G. 2012. *Game Changer: Animal Rights and the Fate of Africa's Wildlife*. Berkeley: University of California Press.
- 松田素二. 2000. 「日常的民族紛争と超民族化現象—ケニアにおける1997～1998年の民族間抗争事件から」武内進一編『現代アフリカの紛争—歴史と主体』アジア経済研究所, 55-100.
- . 2005. 「土地の正しい所有者は誰か：知の政治学を超えて—東アフリカ・マサイ人の土地返還要求の事例から」『環境社会学研究』11: 70-87.
- 目黒紀夫. 2014. 『さまよえる「共存」とマサイ—ケニアの野生動物保全の現場から』新泉社.
- 水野祥子. 2009. 「イギリス帝国における保全思想」池谷和信編『地球環境史からの問い—ヒトと自然の共生とは何か』岩波書店, 314-327.
- Mol, F. 1996. *Maasai Language and Culture Dictionary*. Narok: Mill Hill Missionary.
- Moss, C., H. Croze and P. Lee. 2011. *The Amboseli Elephants: A Long-term Perspective on a Long-Lived Mammal*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Mwangi, E. 2007a. Subdividing the Commons: Distributional Conflict in the Transition from Collective to Individual Property Rights in Kenya's Maasailand, *World Development* 35(5): 815-834.
- . 2007b. The Puzzle of Group Ranch Subdivision in Kenya's Maasailand, *Development and Change* 38(5): 889-910.
- Ntiati, P. 2002. *Group Ranch Subdivision Study in Loitokitok Division of Kajiado District*, LUCID Working Paper 7. Nairobi: International Livestock Research Institute.
- 太田 至. 1998. 「アフリカの牧畜民社会における開発援助と社会変容」高村泰雄・重田真義編『アフリ

- カ農業の諸問題』京都大学学術出版会, 287-318.
- オレ・サンカン. 1989. 『我ら, マサイ族』どうぶつ社.
- Oxby, C. 1981. Group Ranches in Africa, *Development Policy Review* 14(2): 45-56.
- Rutten, M. 1992. *Selling Wealth to Buy Poverty: The Process of Individualization of Landownership among Maasai Pastoralists of Kajiado District, Kenya 1890-1990*. Saarbrücken: Verlag Breitenbach Publishers.
- . 2008. Why De Soto's Ideas Might Triumph Everywhere But in Kenya: A Review of Land-tenure Policies among Maasai Pastoralists. In M. Rutten *et al.* eds., *Inside Poverty and Development in Africa: Critical Reflections on Pro-poor Policies*. Leiden: Brill Academic Publishers, pp. 83-118.
- Ole Saitoti, T. 1988. *The Worlds of A Maasai Warrior: An Autobiography* (paperback edition). Berkeley: University of California Press.
- 佐藤 仁. 2009. 「環境問題と知のガバナンス—経験の無力化と暗黙知の回復」『環境社会学研究』19: 39-53.
- 曾我 亨. 2007. 「『希少資源』をめぐる競合という神話—資源をめぐる民族関係の複雑性をめぐって」松井健編『自然の資源化』弘文堂, 205-249.
- Southgate, C. and D. Hulme. 2000. Uncommon Property: The Scramble for Wetland in Southern Kenya. In P. Woodhouse *et al.* eds., *African Enclosures? The Social Dynamics of Wetlands in Drylands*. Oxford: James Currey, pp. 73-117.
- Spear, T. and R. Waller eds. 1993. *Being Maasai: Ethnicity and Identity in East Africa*. Oxford: James Currey.
- Spencer, P. 2003. *Time, Space, and the Unknown: Maasai Configurations of Power and Providence*. London: Routledge.
- . 2004. *The Maasai of Matapato* (second edition). London: Routledge.
- Thompson, M. and K. Homewood. 2002. Entrepreneurs, Elites, and Exclusion in Maasailand: Trends in Wildlife Conservation and Pastoralist Development, *Human Ecology* 30(1): 107-138.
- 津田みわ. 2000. 「複数政党制移行後のケニアにおける住民襲撃事件—92年選挙を画期とする変化」武内進一編『現代アフリカの紛争—歴史と主体』アジア経済研究所, 101-182.
- Western, D. 1997. *In the Dust of Kilimanjaro*. Washington DC: Island Press.
- Western, D. and R. M. Wright eds. 1994. *Natural Connections: Perspectives in Community-Based Conservation*. Washington DC: Island Press.
- 米田信子・若狭基道・塩田勝彦・小森淳子・亀井伸孝. 2011. 「アフリカの言語」『アフリカ研究』78: 43-60.

新聞

- The Star*. 2012 (July 20). Morans Kill Lion after Buffalo Kills Boy.
- . 2012 (July 23). 59 Morans Injured by KWS Rangers Discharged.